容量市場 実務説明会

容量停止計画の調整業務
（メインオークション及び長期脱炭素電源オークション共通）

（実需給年度の２年度前に行う容量停止計画の調整）
（対象実需給年度：2028年度及び2027年度）

2026年10月1日

電力広域的運営推進機関

本説明会の目的及び説明内容

- 停止計画調整の業務マニュアル更新に伴う実務の変更点ついてご説明します。
  - 容量市場　容量確保契約約款（対象実需給年度：2024-2029年度）及び長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款の変更内容を踏まえた見直し
  - 容量停止計画の提出方法に関する内容についての見直し

マニュアル変更要点	主な改訂内容
容量確保契約約款の変更に伴う改定	**①調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱い変更** 容量確保契約約款が更新されたため、以下の内容を更新しました ・「容量確保契約金額の減額」を「経済的ペナルティ」へ用語変更 ・ペナルティ対象電源の契約変更を経済的ペナルティによる支払・請求へ変更 ・調整期間終了後にペナルティ対象電源へ通知される通知書の様式を変更、追加 **②業務マニュアルの公表単位の変更** ・業務マニュアルの公表単位を年度共通から単年度へ変更 ・対象実需給年度2027年度について、容量確保契約約款の更新前後で業務マニュアルを分割
容量停止計画の提出方法に関する内容	**③２年前調整前に電源等差替を行った電源に関する運用明確化** 昨年度の問い合わせを踏まえ、容量停止計画の登録主体及び、通知先を明確化しました **④メインオークション及び長期脱炭素電源オークションの両方で契約を締結している電源（混焼火力等）における容量停止計画の提出方法** 出力可能容量の算定方法を、契約容量に相当する設備容量の割合で算定するものとしました **⑤調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の容量停止計画の追加・変更に関する記載充実化** 調整期間終了後に作業変更があった場合の手続きについて補足しました

※ https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_setsumeikai.html

主要な変更箇所

- ①調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱い変更
  - P4～ 容量確保契約金額の減額 ⇒ 経済的ペナルティへ用語変更
  - P59 通知書の様式変更、新規様式の追加
  - P69 新規スライド （参考）市場退出があった場合の経済的ペナルティ金額の算定について
  - P70 新規スライド （参考）追加オークションで約定した場合の経済的ペナルティ金額の算定について
- ②業務マニュアルの公表単位の変更
  - 業務マニュアルの公表単位を年度共通から単年度へ変更
  - 対象実需給年度2027年度について、容量確保契約約款の更新前後で業務マニュアルを分割
- ③２年前調整前に電源等差替を行った電源に関する運用明確化
  - P38 新規スライド（参考）電源等差替を行った電源における容量停止計画の登録主体
  - P64 新規スライド（参考）電源等差替を行った電源における通知先
- ④メインオークション及び長期脱炭素電源オークションの両方で契約を締結している電源（混焼火力等）における容量停止計画の提出方法
  - P11 P30 P49 提出方法は業務マニュアルに従う旨を記載
- ⑤調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の容量停止計画の追加・変更に関する記載充実化
  - P68 調整期間終了後に作業変更があった場合の手続きについて補足
- その他
  - P29 P48 長期脱炭素電源オークション落札電源における容量停止計画の登録方法の明確化
  - P57 やむを得ない理由の証明資料提出についての補足
  - P58 容量市場システムの「広域機関判断結果」の表示変更について

目次

1. 本資料の対象業務
2. 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像
3. 容量停止計画の提出手続
4. 容量停止計画の調整手続
5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
6. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務
7. FAQ
8. 参考

1. 本資料の対象業務①
メインオークションにおける容量停止計画の調整業務の位置づけ

- 本資料では、**安定電源**と**変動電源(単独)**が、対象実需給年度2年前に実施する必要のある容量停止計画の調整業務の手続き及び留意点を説明します。(対象実需給年度2028年度及び2027年度に適用)
- なお、本資料で説明する**容量停止計画の調整業務**は、実需給中のリクワイアメントである**計画停止**とは別のリクワイアメントとなります。

【メインオークション全体スケジュール（参加登録～対象実需給年度中）※1】

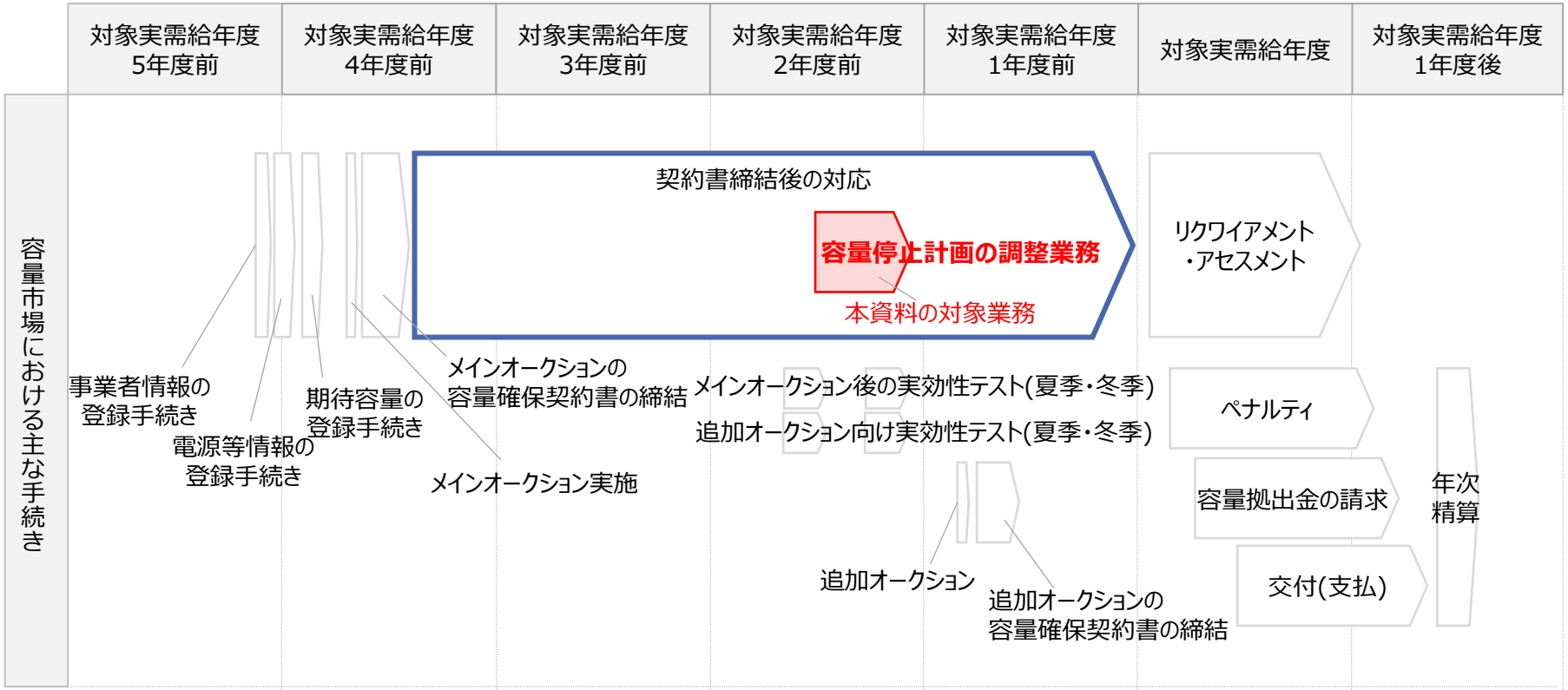

※1 長期脱炭素電源オークション向けのスケジュールは次頁にて記載いたします。

1. 本資料の対象業務①
長期脱炭素電源オークションにおける容量停止計画の調整業務の位置づけ

- 本資料では、**安定電源**と**変動電源**が、対象実需給年度2年前に実施する必要のある容量停止計画の調整業務の手続き及び留意点を説明します。
- なお、本資料で説明する**容量停止計画の調整業務**は、実需給中のリクワイアメントである**計画停止**とは別のリクワイアメントとなります。

【長期脱炭素電源オークション全体スケジュール（参加登録～制度適用期間中）】

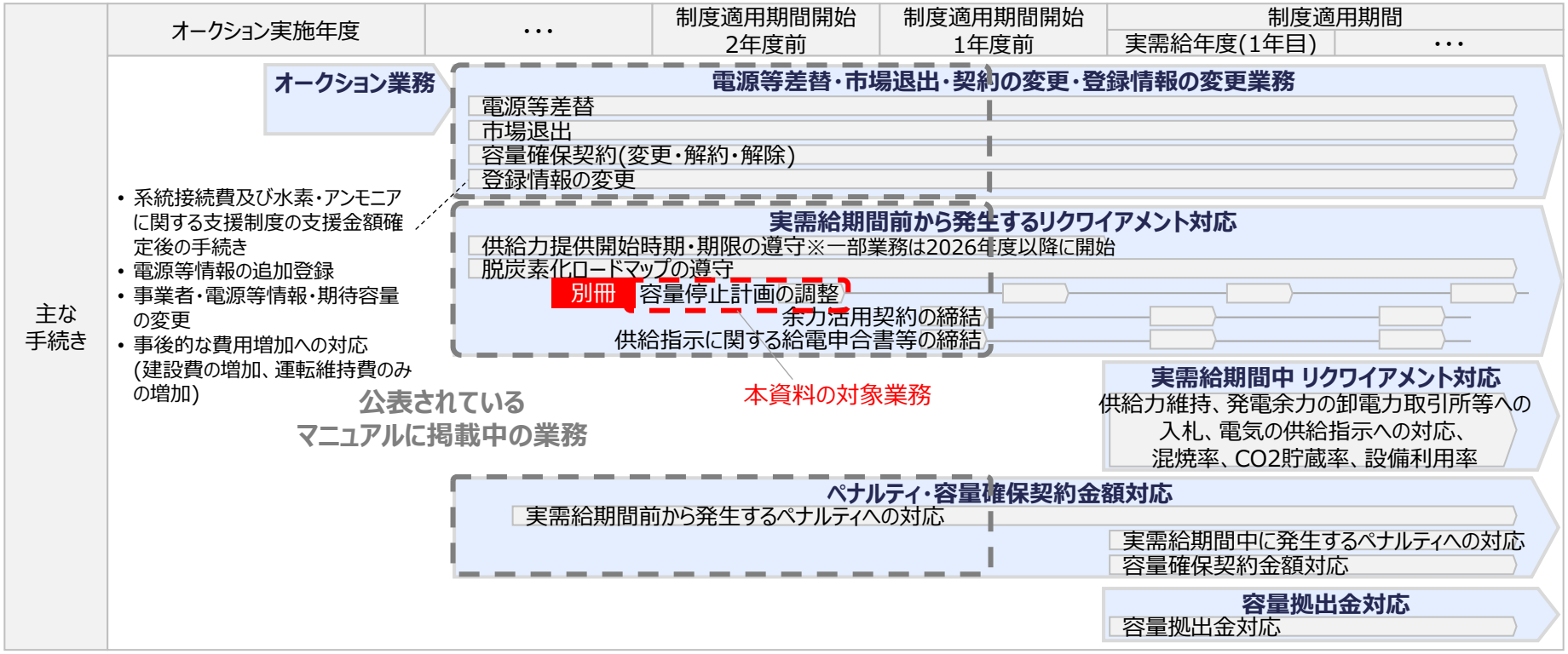

1. 本資料の対象業務②
容量停止計画の調整業務を実施する電源等と目的

■ 容量停止計画の調整業務は、メインオークション及び長期脱炭素電源オークションにて容量確保契約を締結した安定電源と変動電源(単独)※1、当該電源の差替先となった電源にとってのリクワイアメントの一つとなります。

	本業務の対象となる電源等	容量停止計画の調整業務を行う目的
メインオークション	**容量確保契約締結済みの安定電源・変動電源(単独)※1**	• 容量確保契約を締結した対象となる電源に対して、定期補修・中間補修等の容量停止計画を対象実需給年度2年前に調整することで、各エリア・各月の供給信頼度を確保すること • 安定電源・変動電源（単独）※1のリクワイアメントの一つ
メインオークション	**容量確保契約締結済みの安定電源・変動電源(単独)※1の差替先となった電源等**	
長期脱炭素電源オークション	**容量確保契約締結済みの安定電源・変動電源**	
長期脱炭素電源オークション	**容量確保契約締結済みの安定電源・変動電源の差替先となった電源等**	

※1 変動電源(アグリゲート)、発動指令電源は対象外となります。
なお、長期脱炭素電源オークションにて契約している事業者は本資料の「変動電源（単独）」表記を全て「変動電源」に読み替えてください。

1. 本資料の対象業務③
容量停止計画の調整業務を実施する作業等の考え方

■ 対象実需給年度において対象となる作業等に伴い、電源の出力が停止又は抑制する計画がある場合、容量停止計画を提出します。

本業務の対象となる作業等※1	対象となる作業等の考え方
電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合※2	• 「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修 • 上記ガイドラインにより供給計画に計上される作業等
流通設備作業等※3に伴い出力停止等する場合	• 流通設備作業等に伴う発電機の出力停止及び抑制
地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合	• 供給計画に計上されている出力停止等を対象とする

※1 事故※3や運用による供給力の減少、燃料制約等に起因する出力停止等は、対象実需給年度2年前に行う容量停止計画の調整業務の対象外となります。一方で、実需給期間中の出力停止等は、実需給期間中の計画停止のリクワイアメントの対象となります。詳細につきましては、別途公表される業務マニュアルをご参照ください。

※2 長期脱炭素電源オークション落札電源において、供給力提供開始時期の遅延に伴い、容量確保契約約款第15条の「変更後の供給力提供開始年度の4月1日から供給力の提供を開始する前提で当該メインオークションにおける契約電源が立地するエリアの約定単価及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」が適用される場合、当該年度における運転開始前の供給力を提供できない期間については計画停止としてみなし、出力停止分を容量停止計画として提出してください。なお、新設電源の工事遅延に伴い、運転開始前の供給力を提供できない期間は、遅延理由が事業者の帰責性有無にかかわらず、容量停止計画が調整できないことが明らかであるため、容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由には該当いたしません。

※3 高圧及び低圧等の流通設備作業は本業務の対象外となります。

1. 本資料の対象業務④
容量停止計画の出力可能容量の算定方法の考え方（1/2）

- 出力可能容量の算定は供給計画への供給力計上と**整合**を図っていただく必要があります。供給計画への供給力計上は**「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」**等もご参照ください。
- 容量停止計画の**出力可能容量を算定**する際の留意点を以下にまとめます。
  - 容量停止計画として提出いただく作業月の出力可能容量は、提出している期待容量等算定諸元一覧の「提供する各月の供給力」（アセスメント対象容量）が上限となります。
  - 計画補修は、**定期補修**及び**中間補修**※1とし、付帯作業等も考慮した補修日数
  - 計画補修による停止電力は、原則、**月平均値**
  - 月を跨ぐ作業計画は、それぞれの**月単位に分けて算定**
  - 調整係数が適用される電源（**純揚水・蓄電池・長期エネルギー貯蔵システム**※2）の出力可能容量は**各月の調整係数を乗じて算定**※3
    変動電源（単独）は調整係数に停止電力が考慮されているため、**停止電力を０kW**として出力可能容量を算定
  - 本機関が「2026年度供給計画で**供給区域毎に指定する記載断面**　②月間計画の算定期間、指定時」において提示する算定期間として設定する「月間」、「前半（1日～15日）」、「後半（16日～30日）※4」の平均値として算定※5
  - 応札単位に電源が複数あり、計画補修時においても出力可能容量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量※6を下回ることがなければ、容量停止計画の提出の省略が可能

※1　日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、停止電力として見込まず、容量停止計画の調整対象には含みません。
※2　長期脱炭素電源オークションのみ対象
※3　供給計画における調整係数が適用される電源の停止電力の反映方法は次頁にて説明いたします。
※4　歴日数が31日の月は、後半の算定期間は16日～31日となります。
※5　なお、2026年度供給計画においては前半・後半（2値）に細分化された様式を提出いただいておりますが、容量停止計画の調整業務では、記載断面の算定期間（月間・前半・後半）のうち1断面にて各月の出力可能容量を算定してください。
※6　純揚水・蓄電池はアセスメント対象容量に各月の調整係数を乗じた値と出力可能容量を比較します。

1. 本資料の対象業務④
容量停止計画の出力可能容量の算定方法の考え方（2/2）　（調整係数について）

- 調整係数が適用される電源の供給力算定方法は次のとおり停止電力を反映してください。
  - 発電方式の区分（下表の電源種別）が**純揚水・蓄電池・長期エネルギー貯蔵システム**※1の場合は、**期待容量等算定諸元一覧の「各月の管理容量」に、作業及び作業を考慮した運転継続時間から求めた各月の調整係数を乗じ、出力可能量を算定**
  - 発電方式の区分（下表の電源種別）が**純揚水・蓄電池・長期エネルギー貯蔵システム**※1**以外**の場合は、調整係数に停止電力が考慮されているため、**停止電力を０kWとして出力可能容量を算定**

2026年度供給計画届出書記載についての参考資料※2

発電　特定卸　小売　登録特定　特定送配　送電　一般送配　配電

15

太陽光・風力・蓄電池・自流式水力・揚水式水力の供給力算定方法について

電源種別			2026年度供給計画
太陽光	全量		設備量※1×調整係数
	余剰		（設備量（発電端値）－自家消費分）×調整係数
風力			設備量※1×調整係数
自流式水力			設備量※1×調整係数＋調整能力
貯水池式水力			貯水池使用計画
揚水式水力 ※2※3	純揚水		設備量※1×調整係数※5
	混合揚水	潜在計算有り	設備量※1×調整係数※5※6
		潜在計算無し	貯水池式水力に準じる
蓄電池※4			設備量※1×調整係数※5

※1　設備量は基本的には送電端値（太陽光（全量）・風力は発電端値＝送電端値とみなす）
※2　計画補修がある場合の供給力の算定方法はこちらを参照
※3　供給力評価にあたり、考慮すべきリスク（溢水回避のための裕度、有効水位減による発電出力減等）がある場合は、各発電事業者が考慮すべきリスクを踏まえて運転継続時間を選択する
※4　容量市場において発動指令電源として落札している場合は、それを踏まえた計上値とする
※5　補修、上池の水位制約やブラックスタート機能契約を考慮した運転継続時間にあった値を使用。なお、純揚水と混合揚水、蓄電池の調整係数は同一
※6　自流分は池容量に加算したうえで運転継続時間を算出
（補足1）電源Ⅰ供給力については、発電事業者にて調整係数を用いて計上する。
（補足2）調整係数は基本停止電力が考慮されて算出されているが、揚水の調整係数は考慮されていないため、蓄電池、揚水式水力の算出においては、個別に停止電力の差し引きが必要。
（補足3）沖縄エリアにおいても、調整係数を使用し再エネ等の供給力を算出する。
（補足4）補修については調整係数にて考慮されているが、調整係数を使用しない場合の停止期間は、供給力はゼロとして計上する。
（補足5）実績についても調整係数を乗じる。

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN
OCCTO

※1　長期脱炭素電源オークションのみ対象
※2「2026年度供給計画届出書記載についての参考資料（発電事業ライセンス向け）」
https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/sankoushiryou_2026/2026_sankou_hatuden_r1.pdf

1. 本資料の対象業務⑤
容量停止計画の提出に関する具体例（1/5）

④１電源複数契約
（メイン・長期）

■ 容量停止計画を提出する際の具体的な考え方と想定ケースを示します。
- 応札単位での各月アセスメント対象容量に対して、作業等で**出力可能容量が下回る**場合に、容量停止計画を提出
- 原則、**作業単位**※1で容量停止計画を作成
- 応札単位に複数電源がある場合及び同時期に複数の作業がある場合、応札単位での出力可能容量と個別の容量停止計画で提出する**出力可能容量の合計**は整合を取る必要がある
- 応札単位に複数電源※2があり、作業のない号機についても**出力可能容量に影響がある場合**は容量停止計画※3を提出

ケース1：標準ケース　　凡例：停止期間

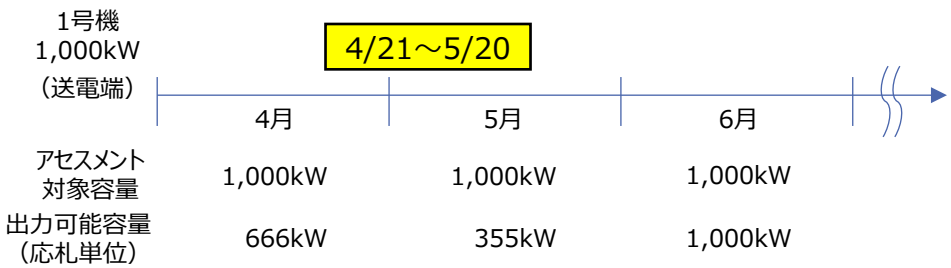

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21～4/30	666kW	1,000－(1,000×10/30)
1	5/1～5/20	355kW	1,000－(1,000×20/31)

月を跨ぐ場合は、月単位に作成
出力可能容量は少数点以下を切り捨て

※1　一連の作業として同時に実施する場合、作業を集約して容量停止計画を作成してください
※2　長期脱炭素電源オークションにおいては、応札単位に複数電源が存在するケースはありません。
※3　基本的に容量停止計画は電源等情報の詳細情報単位で作成いただきますが、対象実需給年度においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに係る契約を締結している水素・アンモニア混焼の火力電源及びCCS付火力電源の場合は、業務マニュアルに従い、契約単位の容量停止計画を作成の上、提出してください。

1. 本資料の対象業務⑤
容量停止計画の提出に関する具体例（2/5）

ケース2：同月に複数作業がある場合　凡例：停止期間

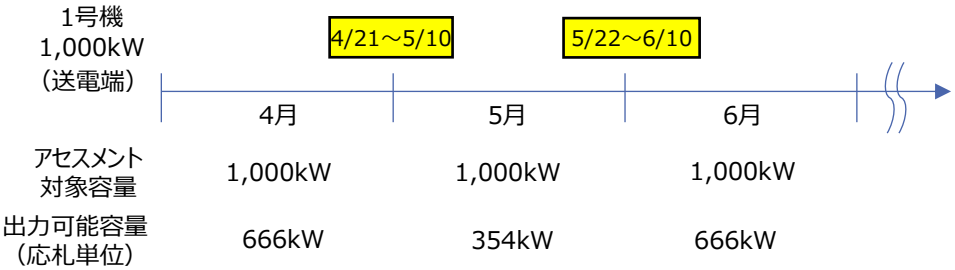

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21～4/30	666kW	1,000－(1,000×10/30)
1	5/1～5/10	677kW	1,000－(1,000×10/31)
1	5/22～5/31	677kW	1,000－(1,000×10/31)
1	6/1～6/10	666kW	1,000－(1,000×10/30)

同月に複数作業がある場合は、それぞれの作業として作成

＜同月に同一号機の複数作業がある場合の応札単位での出力可能容量（期間の重複なし）＞
①作業停止時の応札単位での出力可能容量を算定
応札単位での出力可能容量
＝ Σ（各作業の出力可能容量）－供給力×（計画の数 － 1）

各作業の出力可能容量 ＝ 供給力 － 停止電力

上記例の4月の応札単位での出力可能容量
＝1,000－1,000×10/30 － 1,000kW × （1－1）
＝666.666…
＝666kW（小数点第1位を切り捨て）

上記例の5月の応札単位での出力可能容量
＝（1,000－(1,000×10/31) ＋ 1,000－（1,000×10/31）） － 1,000kW × （2－1）
＝354.838…
＝354kW（小数点第1位を切り捨て）

1. 本資料の対象業務⑤
容量停止計画の提出に関する具体例（3/5）

ケース3：同一電源で複数作業が重複している場合　凡例：停止期間

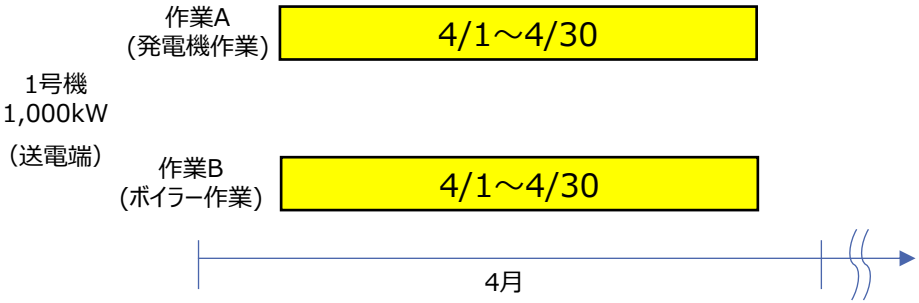

■アセスメント対象容量が1,000kWで作業1、作業2に伴って1か月間停止する場合

アセスメント対象容量	1,000kW
出力可能容量（応札単位）	0kW
停止電力	1,000kW ※停止電力＝アセスメント対象容量－出力可能容量

【容量停止計画の作成例】

✖ 間違いケース（重複計上）

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/1～4/30	0kW	1,000－(1,000×30/30)
1	4/1～4/30	0kW	1,000－(1,000×30/30)

本来、出力可能容量は0kWであるところ、-1,000kWで計上されてしまう

○ 正しい計上方法（下記①、②どちらの方法も可。重複計上防止の観点から①推奨）

①作業A、作業Bを集約して計画提出する場合

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/1～4/30	0kW	1,000－(1,000×30/30)

②作業A、作業Bをそれぞれ計画提出する場合

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/1～4/30	1,000kW	下記計画にて停止電力=アセスメント対象容量となっているため1,000kWで計上
1	4/1～4/30	0kW	1,000－(1,000×30/30)

＜作業が同月に複数ある場合の応札単位の出力可能容量と各作業の出力可能容量の関係＞
応札単位での出力可能容量
＝ Σ（各作業の出力可能容量）－供給力×（計画の数 － 1）

各作業の出力可能容量 ＝ 供給力 － 停止電力

×間違いケースでの出力可能容量（応札単位）
＝（0kW ＋ 0kW） － 1,000kW × （2 － 1）
＝－1,000kW

○正しい計上方法での出力可能容量（応札単位）
①の計算式
＝(0kW) － 1,000kW × （1－1）
＝0kW
②の計算式
＝(0kW ＋ 1,000kW) － 1,000kW × （2－1）
＝0kW

1. 本資料の対象業務⑤
容量停止計画の提出に関する具体例（4/5）

ケース4：応札単位に複数電源
(アセスメント対象容量3,000kW＝各電源の供給力（送電端）合計)

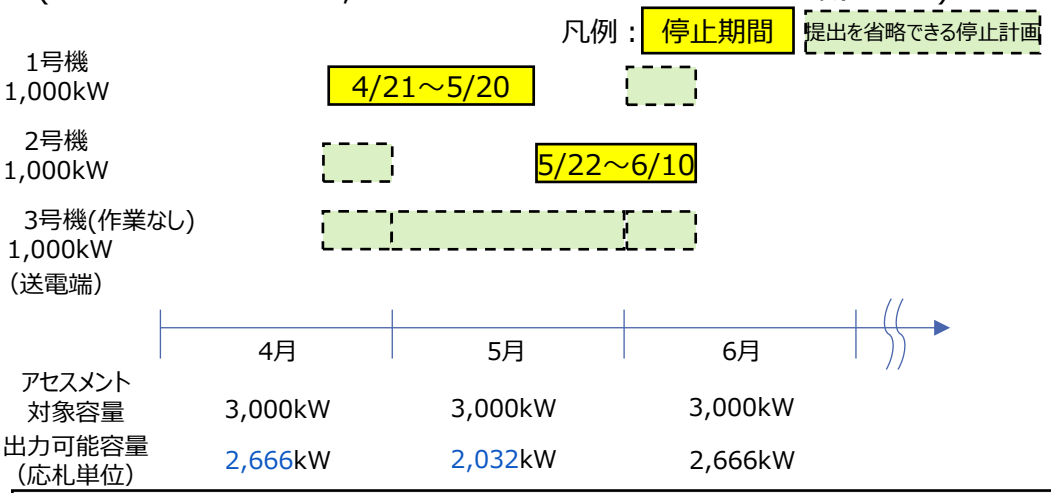

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21～4/30	666kW	下記①、②の手順のとおり
1	5/1～5/20	355kW	
2	5/22～5/31	677kW	
2	6/1～6/10	666kW※	1,000－(1,000×10/30)

※少数点以下第1位を切り捨て

容量停止計画の提出がある月は、作業のない電源についても容量停止計画の提出が必要であるが、出力可能容量に影響がない場合は、提出の省略が可能。
このため6月については、1，3号機の容量停止計画の提出を省略

＜応札単位に複数電源がある場合の応札単位での容量停止計画の作成方法＞

①作業停止時の応札単位での出力可能容量を算定

応札単位での出力可能容量
＝ Σ（各電源の出力可能容量）

上記例の4月の応札単位での出力可能容量
=1号機の出力可能容量＋2号機の出力可能容量＋3号機の出力可能容量
=1,000－1,000×10/30 ＋ 1,000 ＋ 1,000
=666.666… ＋ 1,000 ＋ 1,000
=2,666.666…
=2,666kW（少数点第1位を切り捨て）

上記例の5月の応札単位での出力可能容量
=1号機の出力可能容量＋2号機の出力可能容量＋3号機の出力可能容量
=1,000－1,000×20/31 ＋ 1,000－1,000×10/31 ＋ 1,000
=354.838… ＋ 677.419… ＋ 1,000
=2032.258…
=2,032kW（少数点第1位を切り捨て）

②応札単位での出力可能容量と整合するよう任意に各電源の出力可能容量を按分し、容量停止計画を作成
※各電源の出力可能容量は当該電源の供給力（送電端）を超えないように按分。ただし、容量停止計画の提出がない電源は停止電力0kWとして評価

上記例の4月の号機単位の出力可能容量
1号機：666kW（容量停止計画を作成）
2号機：1,000kW（作業が無く出力可能容量に影響がないため、容量停止計画の提出を省略）
3号機：1,000kW（作業が無く出力可能容量に影響がないため、容量停止計画の提出を省略）
※各電源の出力可能容量が当該電源の供給力（送電端）以下となっており、号機単位の出力可能容量を合計すると、①で求めた応札単位での出力可能容量に整合

上記例の5月の号機単位での出力可能容量（1例）
1号機：355kW（容量停止計画を作成）
2号機：677kW（容量停止計画を作成）
3号機：1,000kW（作業が無く出力可能容量に影響がないため、容量停止計画の提出を省略）
※各電源の出力可能容量が当該電源の供給力（送電端）以下となっており、号機単位の出力可能容量を合計すると、①で求めた応札単位での出力可能容量に整合

1. 本資料の対象業務⑤
容量停止計画の提出に関する具体例（5/5）

ケース5：応札単位に複数電源
（アセスメント対象容量2,000kW＜各電源の供給力（送電端）合計）

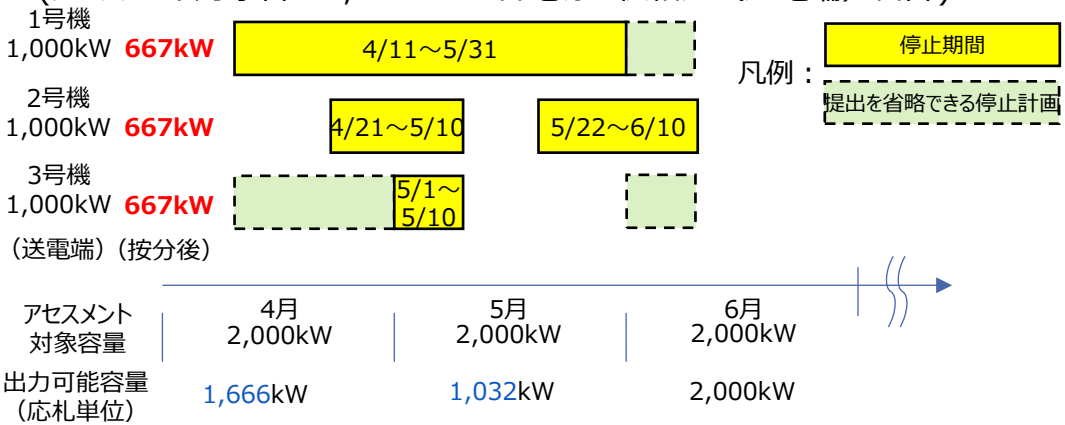

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/11～4/30	555kW	下記①～③の手順のとおり
2	4/21～4/30	444kW	
1	5/1～5/31	0kW	
2	5/1～5/10	570kW	
2	5/22～5/31	452kW	
3	5/1～5/10	677kW	
2	6/1～6/10	667kW	2号機の供給力（送電端）を超えないよう設定

＜アセスメント対象容量＜各電源の供給力（送電端）合計の場合の容量停止計画の作成方法＞

①作業停止時の応札単位での出力可能容量を算定

上記例の4月の応札単位での出力可能容量
＝（4/1～4/10の出力可能容量＋4/11～4/20の出力可能容量
　＋4/21～4/30の出力可能容量）/日数
＝（2,000※×10　＋　2,000×10　＋　1,000×10）/　30
＝1,666.666…
＝1,666kW（少数点第1位を切り捨て）
※4/1～4/10の期間の応札単位の供給力（送電端）は3,000kWであるが、アセスメント対象容量が2,000kWのため、2,000kWで評価

上記例の5月の応札単位での出力可能容量
＝（5/1～5/10の出力可能容量＋5/11～5/21の出力可能容量
　＋5/22～5/31の出力可能容量）
＝（0×10　＋　2,000×11/31　＋　1,000×10/31）/ 31
＝1,032.258…
＝1,032kW（少数点第1位を切り捨て）

②アセスメント対象容量を各電源の供給力（送電端）で按分

1号機の供給力（送電端）（按分後）（上記例においては、2号機3号機も同様）
＝1,000kW×2,000kW÷(1,000kW＋1,000kW＋1,000kW)
＝667kW(小数点以下第1位を**四捨五入**)

③応札単位での出力可能容量と整合するよう任意に各電源の出力可能容量を按分し、容量停止計画を作成

※各電源の出力可能容量は当該電源の供給力（送電端）を超えないように按分。ただし、容量停止計画の提出がない電源は停止電力0kWとして評価

上記例の4月の号機単位の出力可能容量（1例）
1号機：555kW（容量停止計画を作成）
2号機：444kW（容量停止計画を作成）
3号機：667kW（作業が無く出力可能容量に影響がないため、容量停止計画の提出を省略）
※各電源の出力可能容量が当該電源の供給力（送電端）以下となっており、号機単位の出力可能容量を合計すると、①で求めた応札単位での出力可能容量に整合

上記例の5月の号機単位での出力可能容量（1例）
1号機：0kW（容量停止計画を作成）
2号機(5/1～5/10)：570kW（容量停止計画を作成）
2号機(5/22～5/31)：452kW（容量停止計画を作成）
3号機：677kW（容量停止計画を作成）
※各電源の出力可能容量が当該電源の供給力（送電端）以下となっており、①で求めた応札単位での出力可能容量に5月の計画の数（ケース2参照）を考慮した値と整合
1,032=0　＋　（570＋452−667×（2−1））　＋　677

1. 本資料の対象業務⑥
容量停止計画の調整業務に係る業務の全体スケジュール

- 容量停止計画の**提出や調整**は、それぞれ**指定期間内**に実施していただく必要があります。スケジュールに関する留意点の詳細については業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編)もご参照ください。
- 11月以降の調整手続き期間においては、**原則容量停止計画の新規の提出はできません。**

【容量停止計画の調整業務に係る全体スケジュール※1】

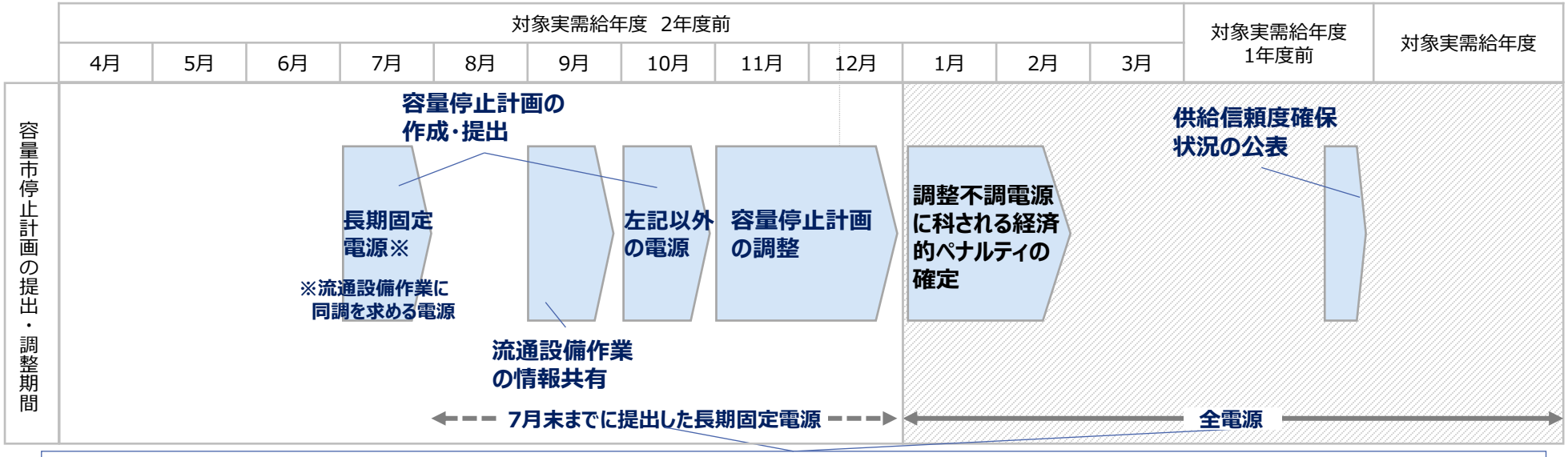

容量停止計画の追加・変更原則禁止

容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。
ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブル、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に属地一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合による追加・変更はこの限りではありません。
なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。この場合の業務については、「6.調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務」をご確認ください。
また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、実需給2年度度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条※2に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

※1 長期脱炭素電源オークションは原則20年の制度適用期間となることから、制度適用期間の各年度が対象実需給年度となり、対象実需給年度ごとに容量停止計画の調整を毎年度実施します。
※2 長期脱炭素電源オークションにおいては長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款「第18条」が該当します。

(参考)参照すべきマニュアルについて

- 容量停止計画の調整業務に係る手続を実施するときに参照すべきマニュアルは以下2種類です。
- 本説明会資料は、業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編)を基に、主にシステム画面の操作を含む業務の手順や留意点を記載しています。

業務マニュアル	• 具体的な手続きや主要なシステム操作方法など、容量停止計画の調整業務を円滑に行っていただくために必要な情報を記載しています。 • メインオークション向け：【容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編】 • 長期脱炭素電源オークション向け：【容量市場業務マニュアル　実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編　(別冊)容量停止計画の調整業務編】 https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/jitsujukyukanren/chousei/index.html
容量市場システムマニュアル	• 容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。 • 【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html （参考）180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理（全般を記載、個別電源の容量停止計画を登録する場合について記載） 181_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理_別冊 220_容量市場システムマニュアル_一括登録・変更（複数の容量停止計画を一括登録する場合について記載） 221_容量市場システムマニュアル_一括登録・変更_別冊 500_容量市場システムマニュアル_別冊_ファイル項目一覧（シート：031、032、032補足） 880_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括登録_サンプル 890_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括変更_サンプル 891_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括登録変更_サンプル

2. 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像

容量停止計画の調整業務に係る業務のフロー

- 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像は以下の通りです。
- 次頁以降にて手続きの留意点をご説明します。容量市場システム操作が必要な手続きについては、システム画面と合わせて手順をお示しします。

【容量停止計画の調整業務に係る業務フローと本資料・業務マニュアルの記載箇所】

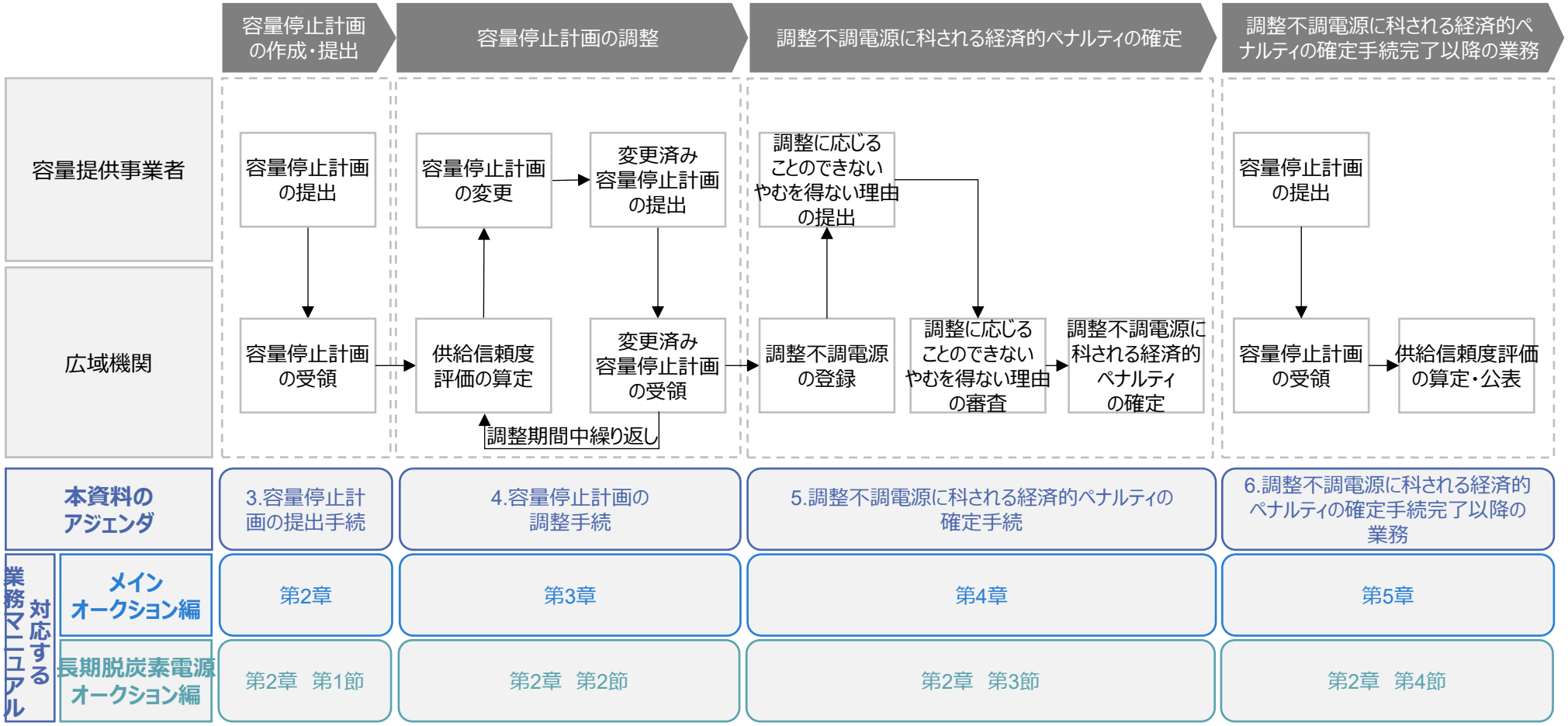

3. 容量停止計画の提出手続
業務全体像（1/2）

■ 容量停止計画の提出手続きに係る業務全体像（1/2）は以下の通りです。

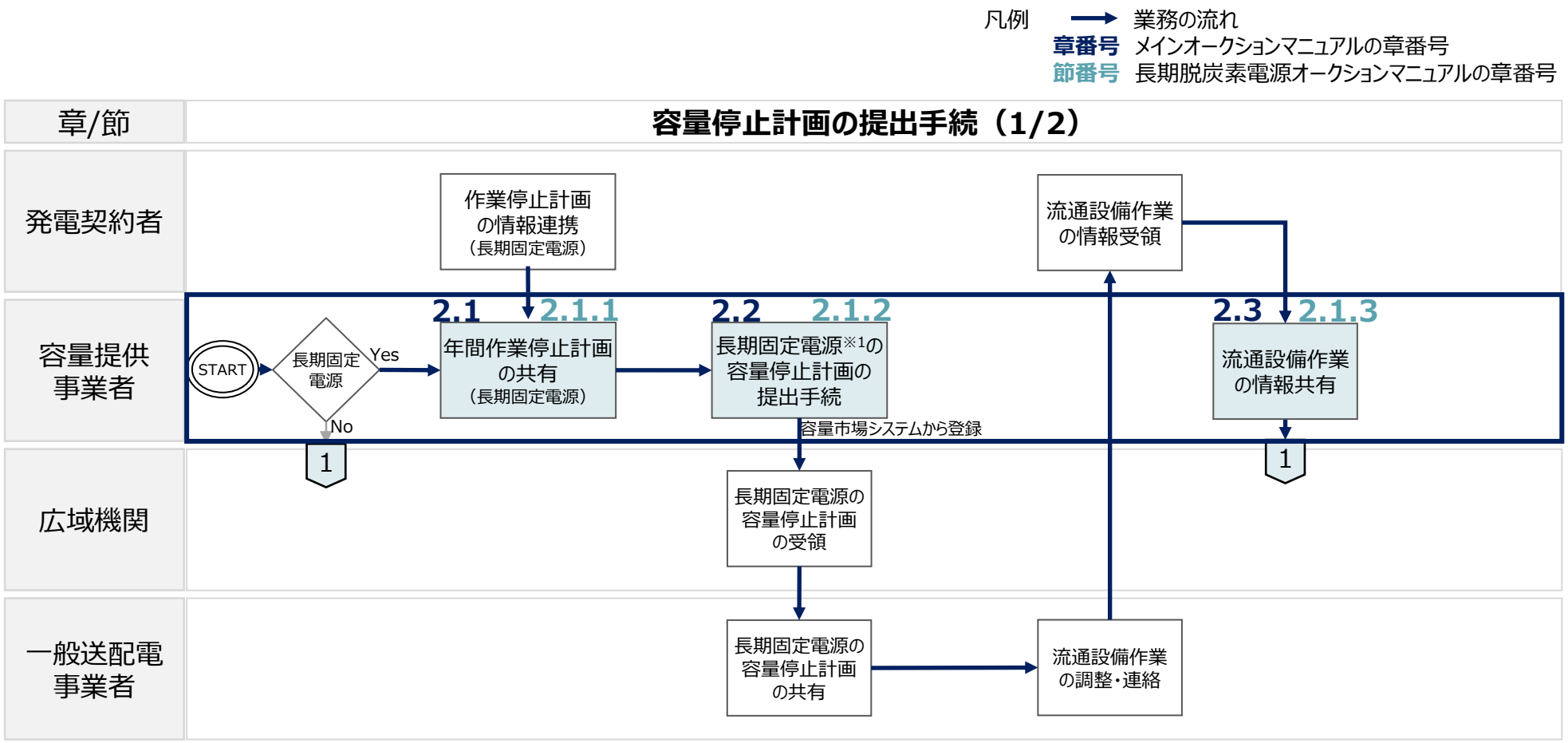

※1 2.2(2.1.2)は長期固定電源のうち流通設備作業に同調を求める電源が対象となります。

3. 容量停止計画の提出手続
業務全体像（2/2）

■ 容量停止計画の提出手続きに係る業務全体像（2/2）は以下の通りです。

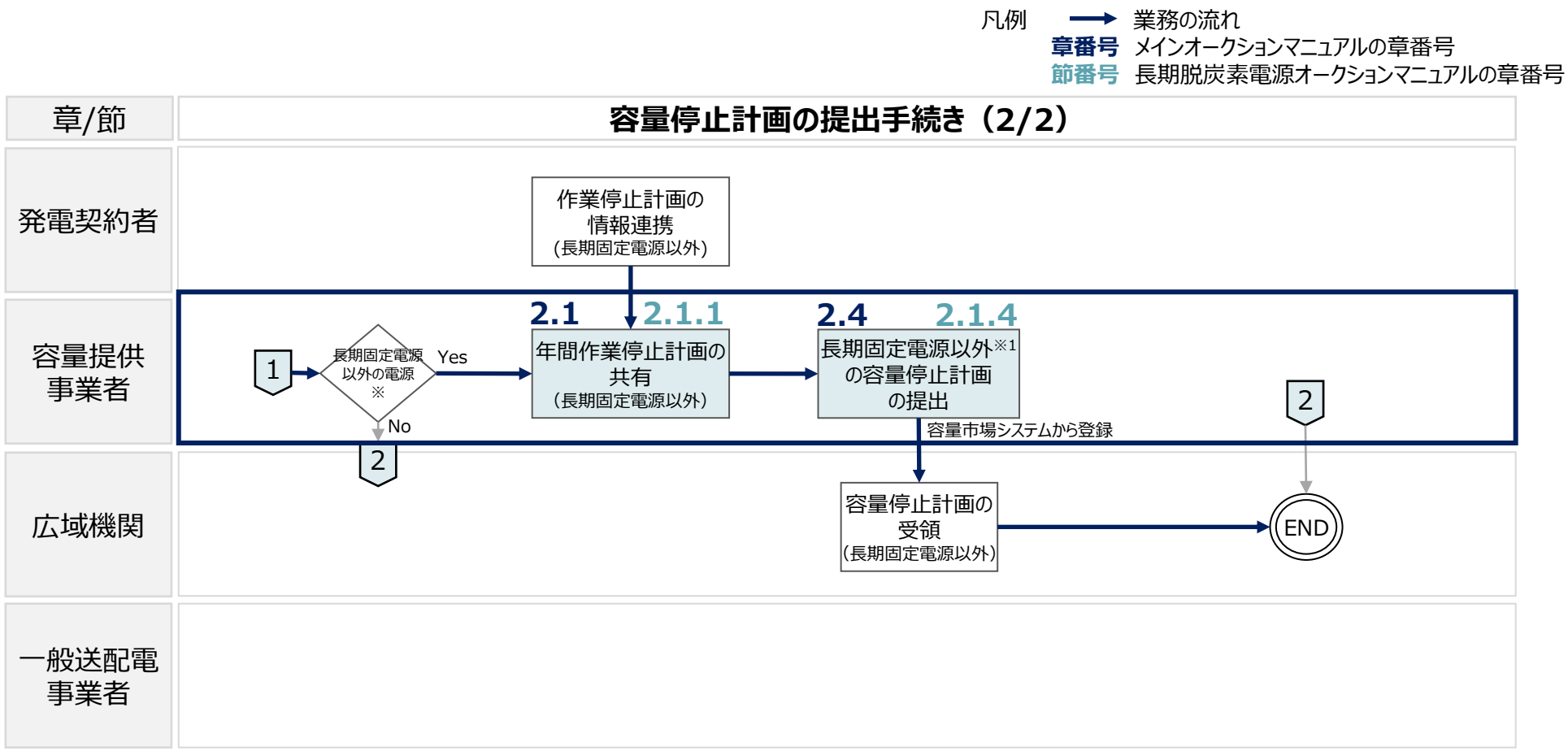

※1 2.2(2.1.2)で容量停止計画を提出した長期固定電源以外が対象となります。

3. 容量停止計画の提出手続

容量停止計画の提出期限について

- 流通設備作業に伴い長期固定電源に出力抑制等が発生する場合、流通設備作業を長期固定電源の作業停止に同調することを原則※1としているため、**長期固定電源**と**それ以外の電源**で容量停止計画の提出期限が異なります。
- 11月以降の容量停止計画の調整は期限までに**提出された計画を対象**に実施します。提出期限以降、経済的ペナルティの確定までの間は、容量停止計画の**新規追加は原則認められません**ので、対象作業がある場合は、必ず**提出期限までに提出**してください。

本業務の対象となる電源	提出期限	考え方
長期固定電源	対象実需給年度 2年度前の 7月末日	• 長期固定電源 （原子力、水力（揚水式を除く）又は地熱） • 流通設備作業に同調を求める長期固定電源
長期固定電源（上記以外） 長期固定電源以外の電源	対象実需給年度 2年度前の 10月末日	• 上記で容量停止計画を提出していない長期固定電源 • 長期固定電源以外の全ての対象電源

※1 属地一般送配電事業者における調整の結果、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。

3. 容量停止計画の提出手続
容量停止計画の追加・変更について

- 容量停止計画の調整期間終了後の**追加・変更**※1は**原則認められません**。
- ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブル、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に属地一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合による追加・変更はこの限りではありません。
- やむを得ない理由により作業計画を追加・変更する場合は、**作業変更により影響を受ける他の事業者の同意**※2が得られることを基本に、追加・変更※3が認められます。この場合の業務については、「6. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務」をご確認ください。
- 容量提供事業者の事由による容量停止計画の**追加・変更**により、**供給信頼度確保に影響を与える場合**、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条※4に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す※5場合があります。
- 容量停止計画を提出した電源が**市場退出をした場合、提出済みの容量停止計画を市場退出した内容に合わせ、速やかに変更(部分退出)もしくは取消(全量退出)**を行ってください。

※1 対象実需給年度2年度前の7月末までに提出した長期固定電源は7月末以降、それ以外の電源は対象実需給年度2年度前の12月末以降に追加・変更を行う場合を指します。
※2 同意を得る主体は容量提供事業者となり、具体的な手続（連絡先リストの提供等）は属地一般送配電事業者と協議となります。
※3 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降に提出が可能となります。
※4 長期脱炭素電源オークションにおいては長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款「第18条」が該当します。
※5 流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

3. 容量停止計画の提出手続
年間作業停止計画の共有

容量市場に参加する電源について、作業停止計画調整マニュアルに基づき提出する年間作業停止計画と整合を図る必要があります。

＜作業停止計画の共有＞

- 容量提供事業者が発電契約者でない場合、発電契約者から情報共有を受け、**年間作業停止計画と整合**を図ったうえで容量停止計画を作成してください。
- 作業調整を行う場合についても、**発電契約者と情報共有**を行い対応を行ってください。
- 年間作業停止計画が追加・変更となる場合は、容量停止計画の追加・変更も必要となります。

3. 容量停止計画の提出手続
流通設備作業の情報共有

容量提供事業者が発電契約者でない場合、容量提供事業者は発電契約者から**流通設備作業の情報共有**を受けて容量停止計画を作成してください。

＜流通設備作業の情報共有＞

- 属地一般送配電事業者は、長期固定電源の容量停止計画に同調することを原則とし、電源の出力抑制等を伴う流通設備作業を調整します。
- 当該流通作業に関する事項は**9月末日**までに発電制約が必要となる発電契約者に属地一般送配電事業者から通知されます。
- 原則として、対象実需給年度2年度前の9月末までに**流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画が通知されます**。ただし、各エリアの計画停止調整状況により、9月末以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、都度通知されます。

3. 容量停止計画の提出手続

■ 新規の容量停止計画の提出方法は、次の2つの方法があります。

1. CSVファイルのアップロードによる登録（新規登録を一括で実施する場合）

- 複数の容量停止計画を一括で登録する場合はこの方法
- 容量提供事業者にて作業時期・内容を検討し、容量停止計画CSVを作成※1
- 作成した容量停止計画CSVを容量市場システムに登録

2. 容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）

- 電源ごとの個別の容量停止計画を登録する場合はこの方法も可能
- 登録対象の電源等識別番号を入力し、作業日時・出力可能容量等の情報を容量市場システムの画面上から直接登録

※1 容量停止計画CSVの作成を支援するツールを提供します。（次頁参照）

3. 容量停止計画の提出手続
容量停止計画作成支援ツール（CSVファイルのアップロードにより登録する場合に利用）

- 容量停止計画の**作成を支援**する**ツール**※1の使用が可能です。
- 必要情報を入力することで、**出力可能容量の算出・CSVファイル作成**が可能です。
  （支援ツールの操作方法含めた詳細は、ツール提供時にマニュアル類を合わせて提供予定）

＜支援ツールのイメージ＞

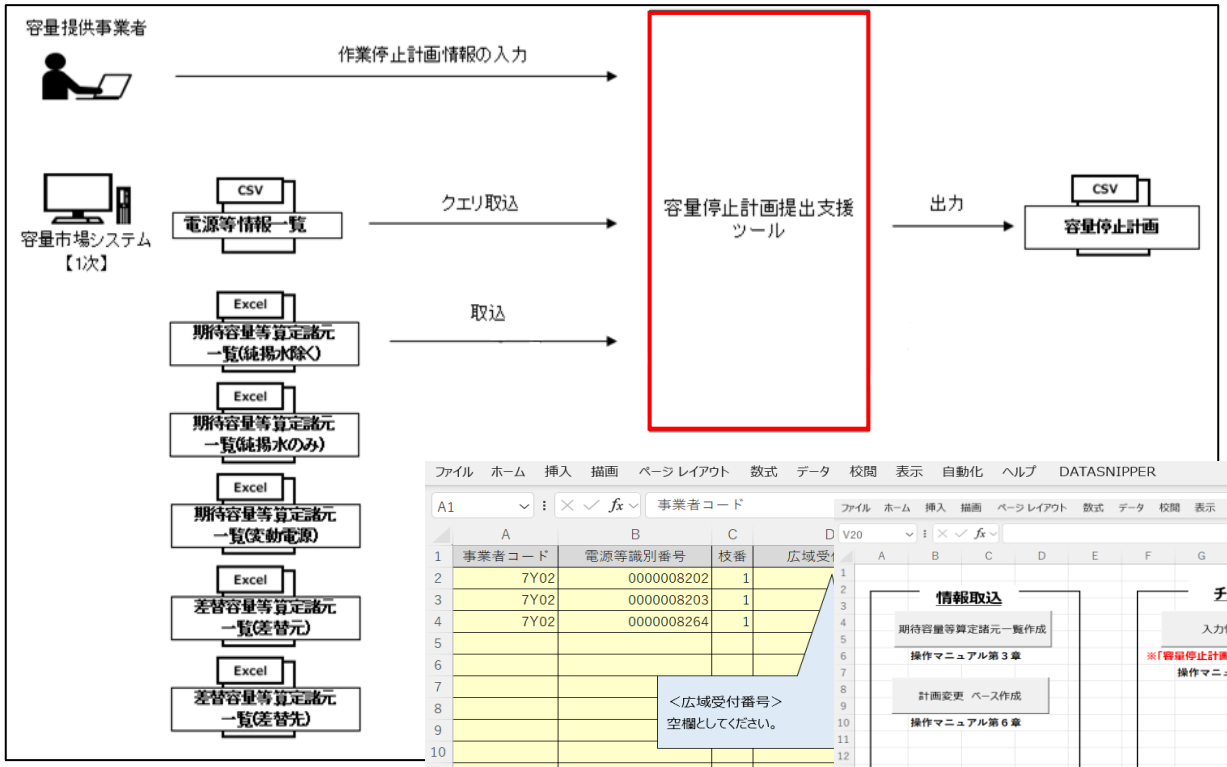

＜利用者で準備が必要なデータ＞
○電源等情報一覧CSV
○期待容量等算定諸元一覧
○作業停止計画情報

＜出力データ＞
○容量停止計画CSVファイル

3. 容量停止計画の提出手続

容量停止計画作成支援ツール（CSVファイルのアップロードにより登録する場合に利用）

■ 容量停止計画作成支援ツールでは、以下の作業が可能です。

- **Excelファイルのデータ入力作業でCSV形式データを作成、出力**

- **月を跨いだ作業日時の入力でも、月単位に分割した容量停止計画データを作成**

（例）

作業日時の入力：2028年**04月01日**09時00分～2028年**06月30日**18時00分

作成されるデータ：

①2028年**04月01**日09時00分～2028年**04月31**日23時59分
②2028年**05月01**日00時00分～2028年**05月31**日23時59分
③2028年**06月01**日00時00分～2028年**06月30**日18時00分

本ツールにて自動で月単位のデータを作成するため、作業日時の入力は月跨ぎ等を意識しなくて良い

- **作業日時の入力のみで、出力可能容量（月平均値）を自動計算**
「電源等情報一覧」、「期待容量等算定諸元一覧」、「入力した作業日時」の情報をもとに、
月平均値の出力可能容量を本ツールにて自動計算します。
自動計算された値を手補正することも可能です。

3. 容量停止計画の提出手続
システム操作・留意点（CSVファイルのアップロードによる登録）

- 複数の容量停止計画を一括で登録する際の提出手続きは、容量市場システムからダウンロードするCSVファイルを用います。
- 以下の手順に従い、容量停止計画のアップロードを行ってください。

● **CSVファイルのダウンロード**

容量市場システム「ポータルトップ画面」＞「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下＞「容量停止計画一覧」で実需給年度・電源等識別番号を入力、設定用CSV出力を押下しCSVファイルをダウンロードします。

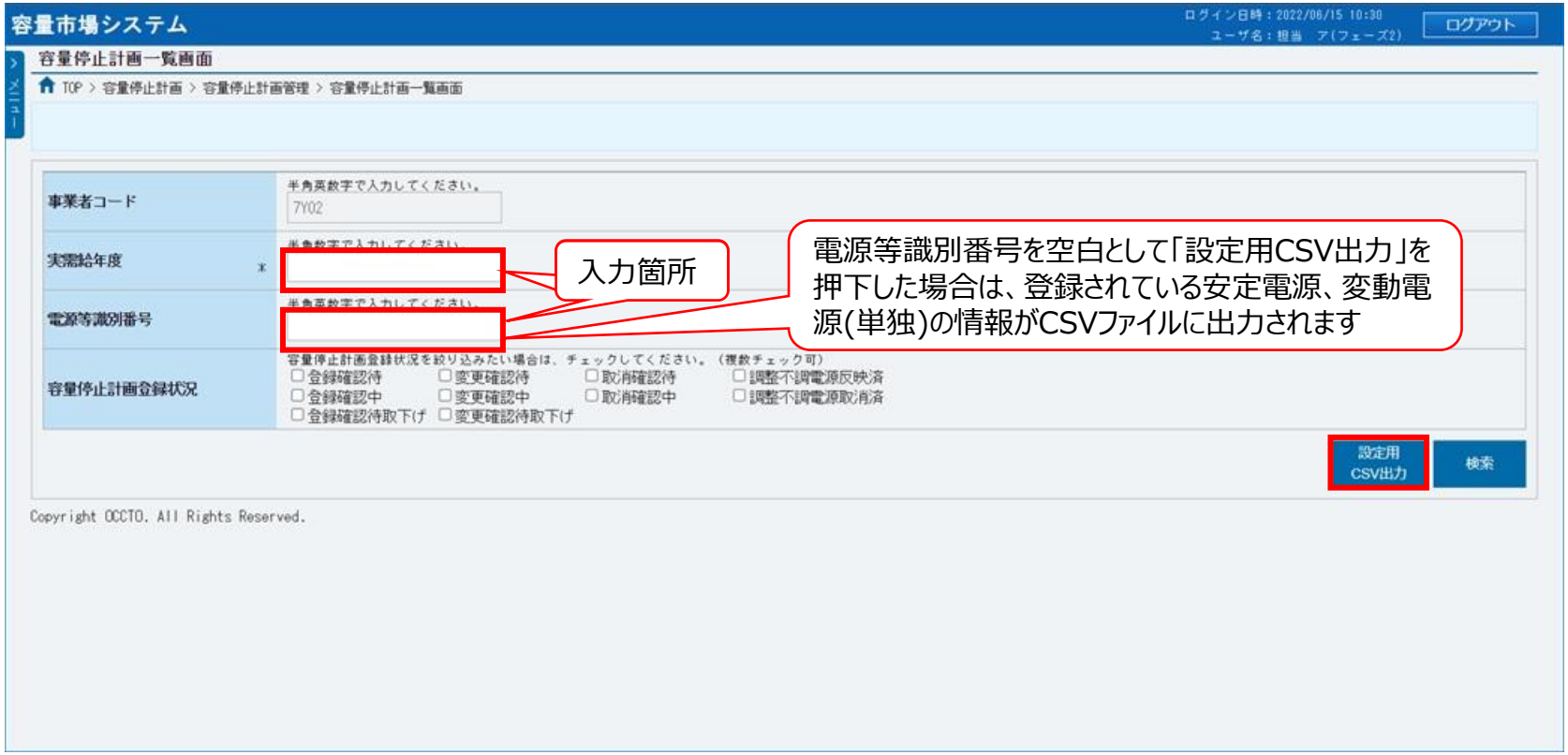

3. 容量停止計画の提出手続
システム操作・留意点（CSVファイルのアップロードによる登録）

（その他）登録方法の明確化

■ CSVファイルの編集は次の点に留意してください。

● **CSVファイルの編集**

ダウンロードしたCSVファイルを編集します。

編集の際、桁数や0落ちなどに注意してください

ダウンロードしたCSVファイル

【CSV提出時（必要項目入力後）】

```
"容量停止計画ID","実需給年度","電源等識別番号","電源等の名称","受電地点特定番号","枝番",
"停止設備（号機単位の名称）","系統コード（号機単位）","作業開始年月日","作業開始時分",
"作業終了年月日","作業終了時分","広域受付番号","出力可能容量[kW]","容量停止計画登録状況","登録区分"
,2099,0000006102,Ph3_電源7Y02_安定1,33000000000000000000007,1,1号機,11111,20991001,1200,20991031,2359,zzzzzzz,1,,1
,2099,0000006102,Ph3_電源7Y02_安定1,33000000000000000000007,2,2号機,11111,20991001,1200,20991031,2359,zzzzzzz,1,,1
,2099,0000006102,Ph3_電源7Y02_安定1,33000000000000000000007,3,3号機,11111,20991001,1200,20991031,2359,zzzzzzz,1,,1
```

容量停止計画を提出しない場合、対象行を削除

必要項目を入力

登録区分は1を入力

CSVファイルに記載する項目一覧※1

No	項目	入力内容
①	容量停止計画ID	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
②	実需給年度※2	対象となる実需給年度を入力（登録済みの場合は変更不要）
③	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を入力（登録済みの場合は変更不要）
④	電源等の名称	電源等の名称を入力（登録済みの場合は変更不要）
⑤	電源等差替ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替ID（10桁）を入力 （電源等差替を実施していない場合は、カンマで区切る形（「, ,」）で入力）
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10桁）を入力 （電源等差替を実施していない場合は、カンマで区切る形（「, ,」）で入力）
⑦	受電地点特定番号	受電地点特定番号（22桁）を入力（登録済みの場合は変更不要）
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑨	停止設備（号機単位の名称）	電源等の号機単位の名称を入力（登録済みの場合は変更不要）
⑩	系統コード（号機単位）	電源等の系統コード（5桁）を入力（登録済みの場合は変更不要）
⑪	作業開始年月日	yyyymmdd形式の半角数字で入力 例：202810月1日に作業開始の場合「20281001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm形式の半角数字で入力 例：9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	yyyymmdd形式の半角数字で入力 例：2028年10月3日に作業終了の場合「20281003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm形式の半角数字で入力 **注：24:00の場合「2359」と入力** 例：9:05に作業終了の場合「0905」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムから取得した広域受付番号（7桁）を入力 **広域受付番号がない場合「zzzzzzz」を入力**
⑯	出力可能容量[kW]	1以上の数値を入力。**出力可能容量が0kWの場合は「1」を入力**
⑰	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
⑱	登録区分	1,2のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録　2：変更（2回目以降）

※1 「⑤受電地点特定番号」及び「⑧系統コード」について、新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出してください。
（容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出）

※2 長期脱炭素電源オークションにおいては、「②実需給年度」に参加登録時に容量市場システムへ登録した実需給年度の値を入力（例：3023、3024、3025）

3. 容量停止計画の提出手続
システム操作・留意点（CSVファイルのアップロードによる登録）

④１電源複数契約
（メイン・長期）

- 容量市場システムからダウンロードするCSVファイルを用います。
- 以下の手順に従い、容量停止計画のアップロードを行ってください。

● CSVファイルの保存

CSVのファイルは以下の名前で保存します。

初回提出：容量停止計画_0123_2099_0123456789_A1_R0.CSV

- 0123：事業者コード
- 2099：対象実需給年度
- 0123456789：電源等識別番号
- A1：枝番※
- R0：変更回数

※枝番はファイルを分割する場合のみ

＜容量停止計画をまとめる場合の留意点＞
- 1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力
- 複数の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号をファイル名に記載
- 容量停止計画は号機単位で作成。ただし、メインオークション及び長期脱炭素電源オークションに係る契約を締結している場合については、業務マニュアルに従い、契約電源ごとに提出。
- 月を跨る作業計画は、月単位に分けて作成
- 他事業者の容量停止計画をまとめることはできません
- 容量停止計画を変更する場合は、変更する容量停止計画のみ提出してください。変更しない容量停止計画は当該の行を削除のうえ提出

● CSVファイルのアップロード

容量市場システムにCSVファイルをアップロードします。

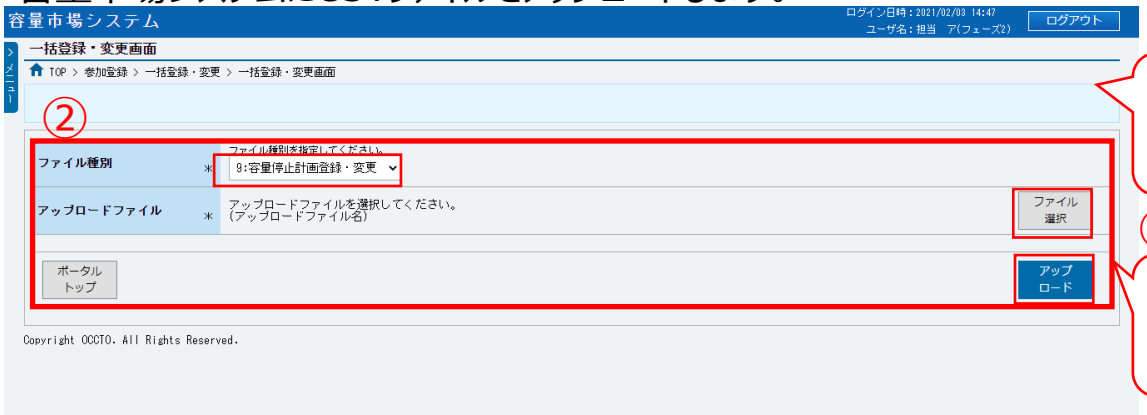

①
容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブで「一括登録・変更」を押下して、「一括登録・変更画面」へ遷移

②
>「ファイル種別」で「9:容量停止計画登録・変更」を選択。ファイル選択ボタンを押下、アップロードしたい容量停止計画(年間)を選択し、アップロードボタンを押下してください。

※ 容量停止計画は号機単位で作業毎に提出する必要があります。
※ 容量停止計画を誤って提出した場合や、アップロード処理の成否確認方法、提出単位詳細については業務マニュアルを参照してください。

220_容量市場システムマニュアル_一括登録・変更 参照

3. 容量停止計画の提出手続
システム操作・留意点（容量市場システム上で直接登録）

- 電源ごとの個別の容量停止計画を登録する場合は、容量市場システムの画面上から直接登録することも可能です。
- 以下の手順に従い、容量停止計画の登録を行ってください。

● 新規登録

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号（10桁）」を入力、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択の上、画面に従って必要項目を入力します。

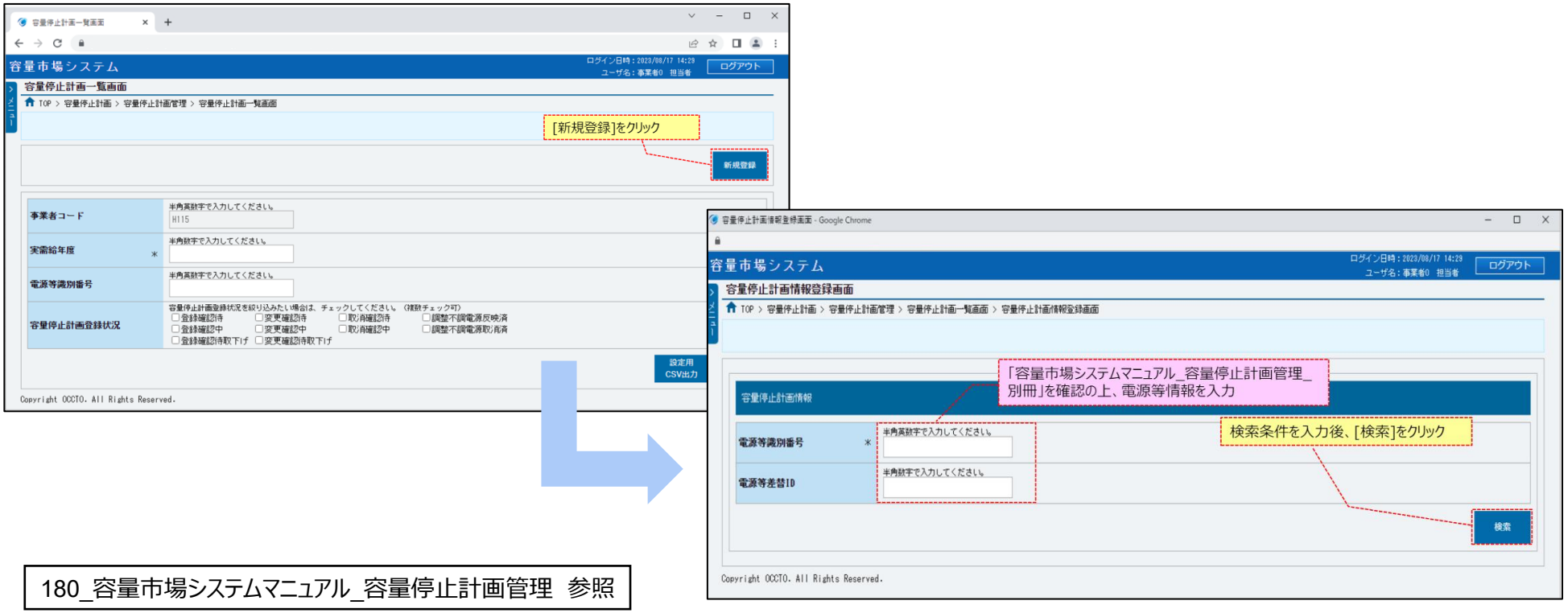

180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理　参照

3. 容量停止計画の提出手続
システム操作・留意点（容量市場システム上で直接登録）

● **新規登録**

検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択してください。

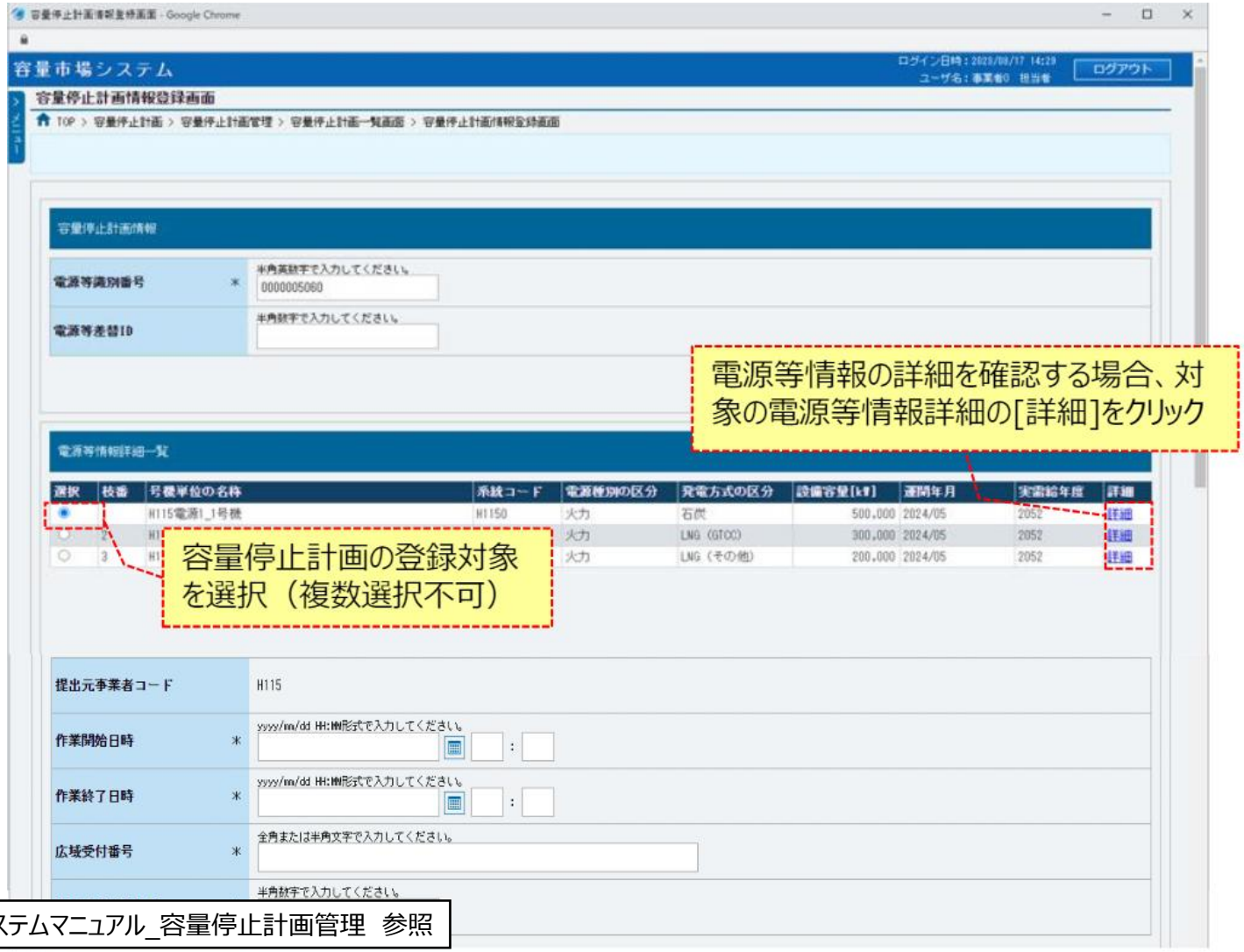

180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理　参照

3. 容量停止計画の提出手続
システム操作・留意点（容量市場システム上で直接登録）

● **新規登録**

画面に従って、必要項目を入力します。

180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理　参照

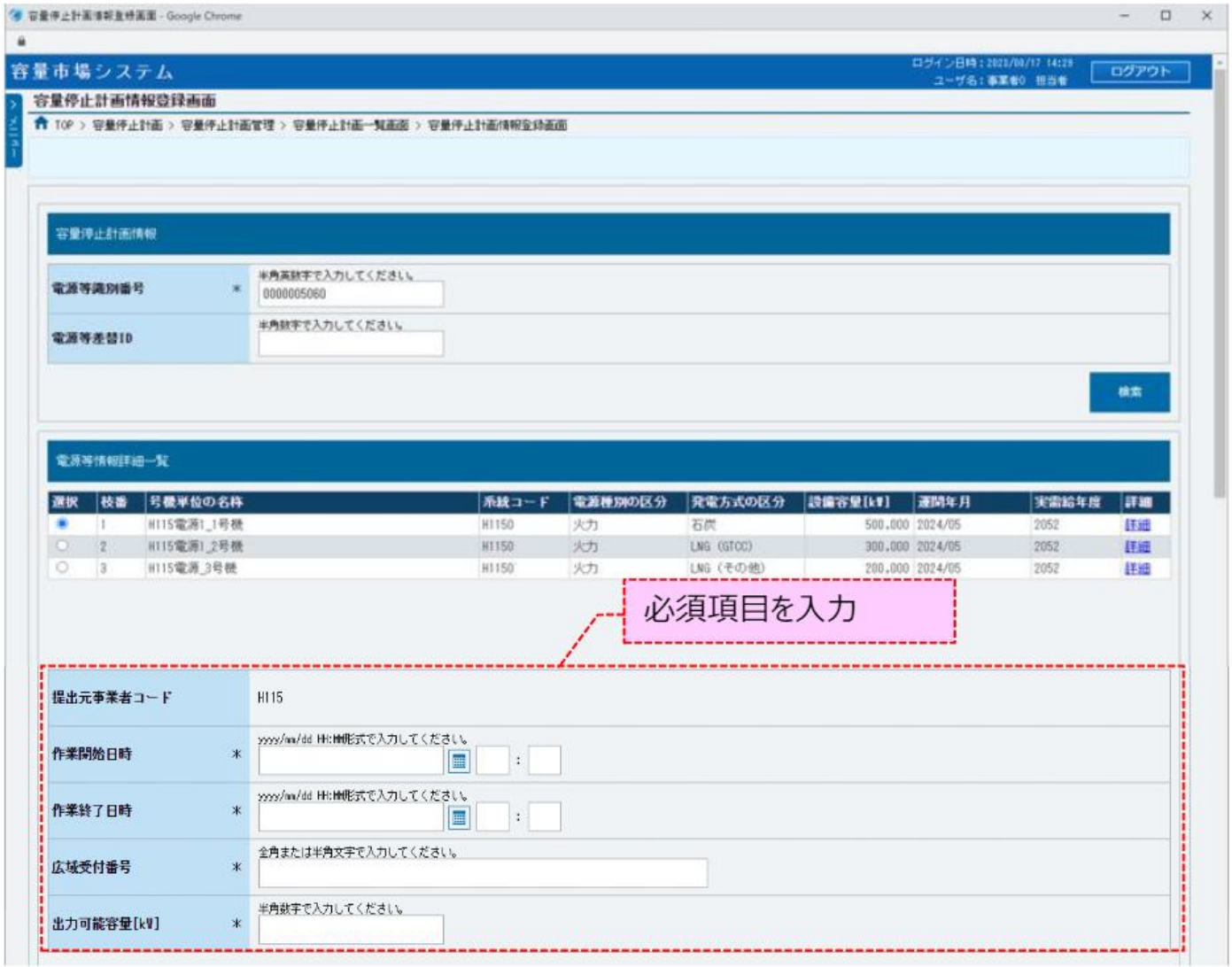

3. 容量停止計画の提出手続
システム操作・留意点（容量市場システム上で直接登録）

- **新規登録**

入力内容を確認の上、[実行]をクリック。
確認ダイアログにて[OK]をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了。

180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理　参照

3. 容量停止計画の提出手続
システム操作・留意点（取下げ/取消処理）

- 容量停止計画を誤って提出してしまった場合、容量停止計画の取下げ/取消ができます。
- 容量停止計画の取下げ/取消は次の手順で行ってください。

● **容量停止計画の取り下げ/取消**

容量市場システム「ポータルトップ画面」＞「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下＞「容量停止計画一覧」で実需給年度を入力、「検索」を押下します。表示された一覧から取り下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて「取下げ」もしくは「取消」を押下します。「容量停止計画登録状況」が「登録確認待」及び「変更確認待」の場合のみ取下げ/取消が可能です

【容量停止計画一覧画面】

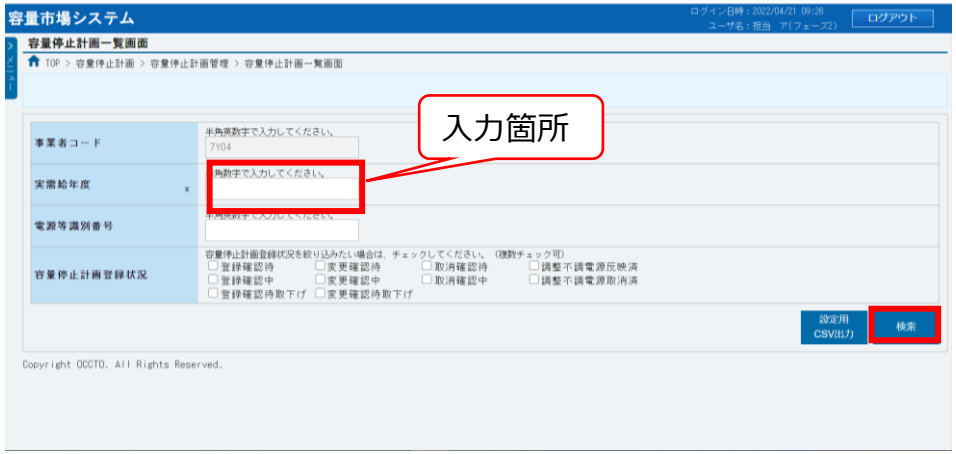

【容量停止計画の取下げイメージ】

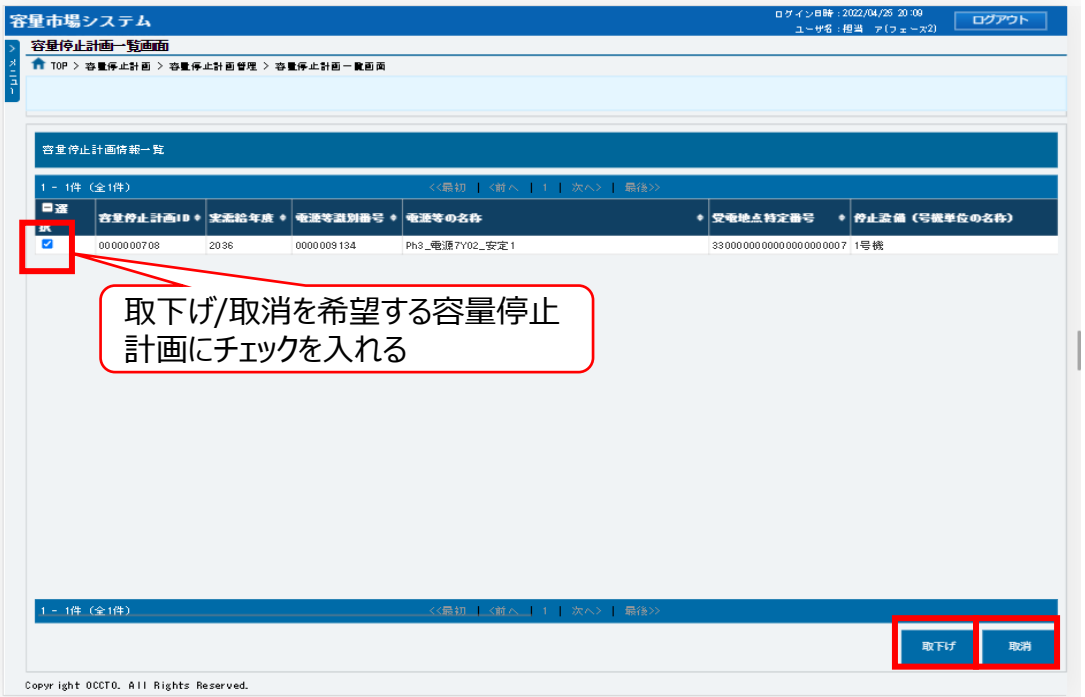

180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理　参照

（参考）容量停止計画のシステム登録等の手続きについて

■ 容量停止計画を容量市場システムに登録等を行う際の手続きについては次のとおりです。

手続		状態	手続時の留意点
①	初回登録	容量停止計画を新規で提出	・CSVファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする場合は以下に留意すること -提出時に容量停止計画IDが入力されている場合は取込エラーとなる -容量停止計画CSVの登録区分は「1」で入力
②	変更	提出済みの容量停止計画を変更	・CSVファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする場合は以下に留意すること -システムの登録状況が「登録確認待」もしくは「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能 -容量停止計画CSVの登録区分は「2」で入力 -変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
③	取消	提出済みの容量停止計画を取消	・容量市場システム上で直接操作を行う場合は、以下に留意すること -提出済みの容量停止計画が削除される -システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
④	取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の手続中の容量停止計画を取下げ	・容量市場システム上で直接操作を行う場合は、以下に留意すること -手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくならない -システムの登録状況が「登録確認待」、「変更確認待」、「取消確認待」の際に手続きが可能

（参考）容量市場システムにおける登録状況の説明

■ 容量停止計画を容量市場システムに提出等した際に表示される登録状況については次のとおりです。

容量停止計画登録状況		説明
①	なし	容量停止計画が提出されていない状態です。
②	登録確認待	初回登録の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、③登録確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑩登録確認待取下げのステータスに移行します。
③	登録確認中	本機関において初回登録された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
④	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の更なる変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑤変更確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑪変更確認待取下げのステータスに移行します。
⑤	変更確認中	本機関において変更された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑥	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態であり取下げのみ可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑦取消確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて取下げを行うと⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します 。
⑦	取消確認中	本機関において取消された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑨調整不調電源取消済のステータスに移行します。
⑧	調整不調電源反映済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(登録・変更)が反映された状態です。
⑨	調整不調電源取消済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(取消)が反映された状態です。
⑩	登録確認待取下げ	新規登録の容量停止計画を取下げた状態です。
⑪	変更確認待取下げ	変更の容量停止計画を取下げた状態です。

（参考）電源等差替を行った電源における容量停止計画の登録主体

③電源等差替
（登録主体）

■ 電源等差替を行った電源が容量停止計画の登録する場合は、以下の点にご留意ください。

- 容量確保契約は本機関と差替元電源等提供者間で締結されているため、容量停止計画の登録主体は、差替元電源等提供者となります。
- ただし、容量市場システムの調整不調電源情報（日数、減額率[%]、広域機関判断結果）の更新があった場合の通知については、差替先電源等提供事業者へ通知されますので、差替元電源等提供者・差替先電源等提供者間で連携のうえご対応ください。
- 調整不調電源に科される経済的ペナルティ確定後に送付する通知書は、差替元電源等提供事業者へ送付します。

＜電源等差替を実施している場合の容量停止計画の登録対象＞

登録主体		電源等差替を実施している場合の容量停止計画の登録対象
差替元電源等提供事業者	部分差替	差替元電源の容量停止計画 差替先電源の容量停止計画※1
	全量差替	差替先電源の容量停止計画※1
差替先電源等提供事業者		差替先電源の容量停止計画

※1 電源等差替IDと差替元電源等識別番号を記入してください。

＜部分差替時のイメージ＞

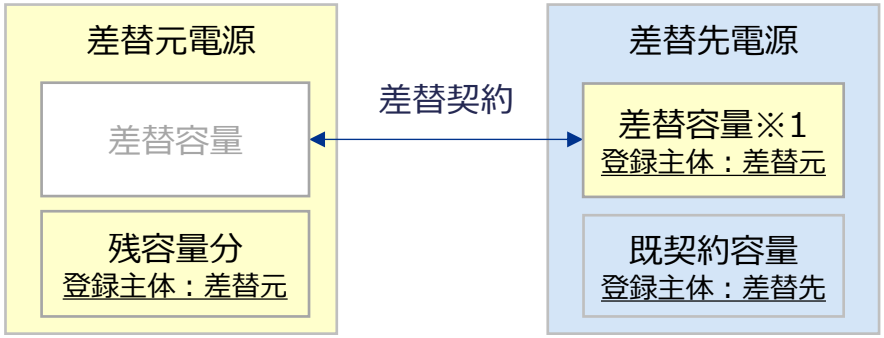

（参考）容量市場システムのステータス遷移図

■ 容量市場システムにおける容量停止計画のステータス遷移は以下のとおりです。

容量市場システムのステータス遷移図

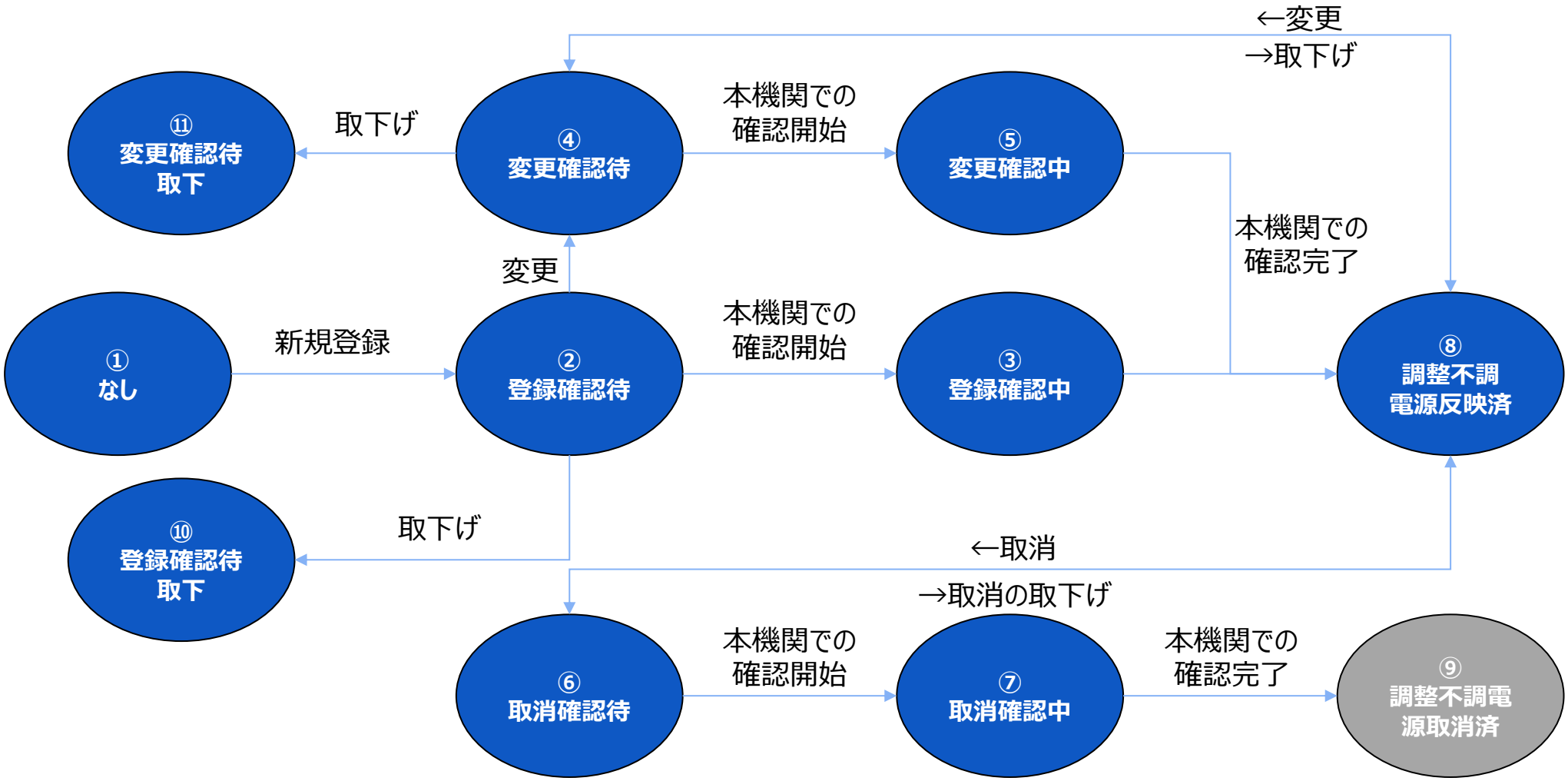

4. 容量停止計画の調整手続
業務全体像

■ 容量停止計画の調整手続きに係る業務全体像は以下のとおりです。

凡例 → 業務の流れ
章番号 メインオークションマニュアルの章番号
節番号 長期脱炭素電源オークションマニュアルの章番号

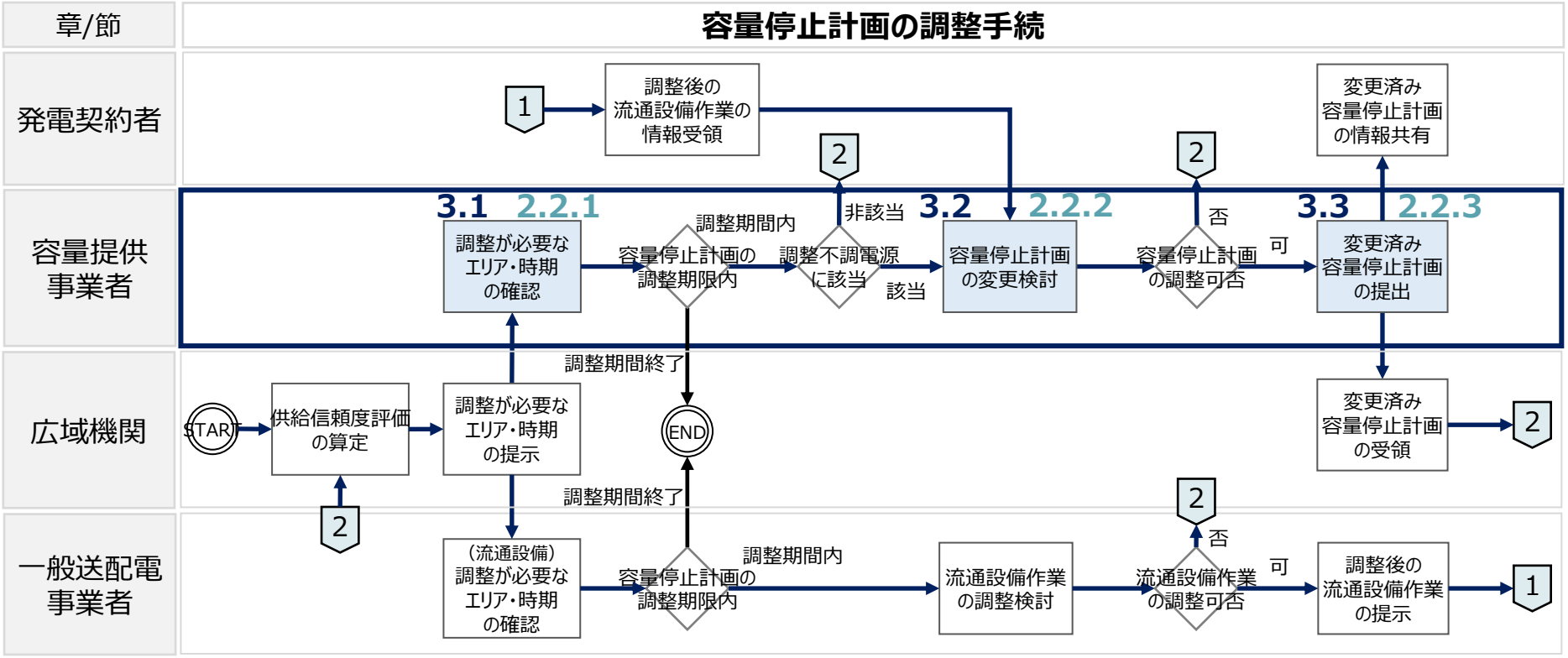

4. 容量停止計画の調整手続
調整スケジュール

■ 容量停止計画の調整手続き

- 容量提供事業者は**各エリアの供給信頼度の確保状況**を踏まえ、容量停止計画の**調整**を行う必要があります。
- 容量停止計画の変更は、調整期間によって調整可能対象※1が異なります。
- 各STEP終了時点で**供給信頼度の基準を満たしている月**に容量停止計画を提出している電源は、**調整不調電源の対象外**として登録されます。
- 調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、調整不調電源の対象外として登録された状態が一旦無効となり、STEP終了時点で再度判定を行います。

調整手続きのSTEP	調整期間	調整可能な電源	容量停止計画の調整先として選択可能な期間
STEP1	3週間程度	全電源	全期間に自由に変更可能
STEP2	2週間程度	全電源	STEP1終了時点で供給信頼度に影響を与える月の停止電力がSTEP1終了時より増加する変更はできない
STEP3	2週間程度	原則調整不調電源	STEP2終了時点で供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更はできない
STEP4※2	2週間程度	個別調整対象の電源	個別調整により判断

※1 提出期限までに提出された容量停止計画が対象となります。（調整期間中は容量停止計画の新規追加は原則受け付けません）
※2 供給信頼度に影響を与える状況が解消される見込みがない場合に限り実施いたします。

4. 容量停止計画の調整手続
各エリア・時期の供給信頼度確保状況の確認①

- 本機関は、調整期間中において、変更された容量停止計画を反映し、各エリア・時期の供給信頼度の確保状況等を**原則週に2回（月・木）公表**します。
- 調整不調電源の**判定基準**は全STEPにおいて、**「供給信頼度（EUE）評価」**とします。
- なお、調整実施量を判断しやすいように、「作業可能量」を、参考情報として情報提供します。
- 算定結果は容量市場システムのお知らせに掲載され、メールが送付されます。
- その後、容量市場システムのトップ画面の「お知らせ一覧」にて確認ができます。

- 本機関が提示する情報（**ブロック単位**、月単位）
- **容量停止計画の調整手続き**
  - 作業可能量
    - ✓ 追加設備量を利用する場合
    - ✓ 供給信頼度確保に影響を与える場合
  - 作業停止量
  - EUE基準値
    - ✓ 追加設備量を利用する場合
    - ✓ 供給信頼度確保に影響を与える場合
  - EUE算定結果
  - 減額率

ブロック	4月					
	作業可能量(MW)		作業停止量(MW)	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE (kWh/kW･月)
	①追加設備利用	②信頼度影響		①追加設備利用	②信頼度影響	
ブロック1	39,724	42,004	33,963	0.0014	0.0062	0.0002
ブロック2	20,000	30,000		0.0045	0.0125	0.0053
ブロック3	5,233	5,477	5,183	0.0369	0.0760	0.0316

作業可能な量の目安

停止量

基準となる供給信頼度

供給信頼度算定結果

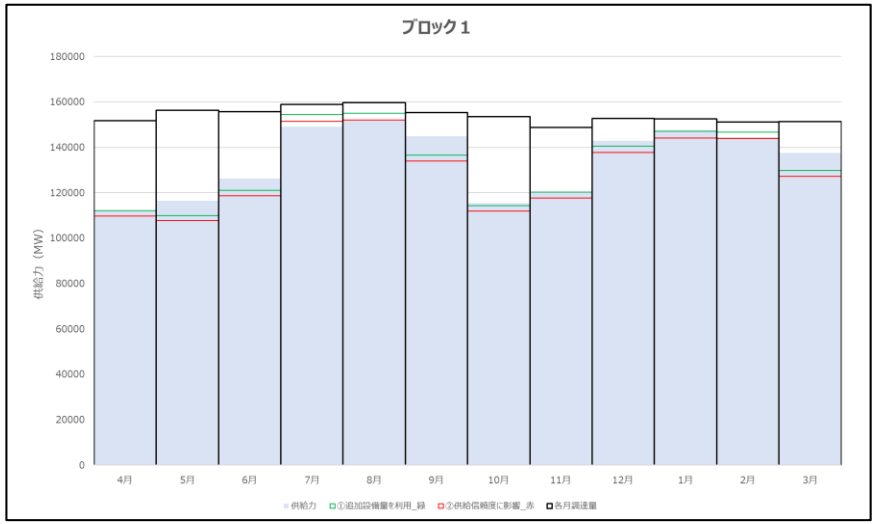

提示する情報のイメージ

4. 容量停止計画の調整手続
各エリア・時期の供給信頼度確保状況の確認②

- 各エリア・時期の供給信頼度確保状況は原則**週２回（月、木）**公表します。
- なお、容量市場システム利用可能時間は下図のとおりです。

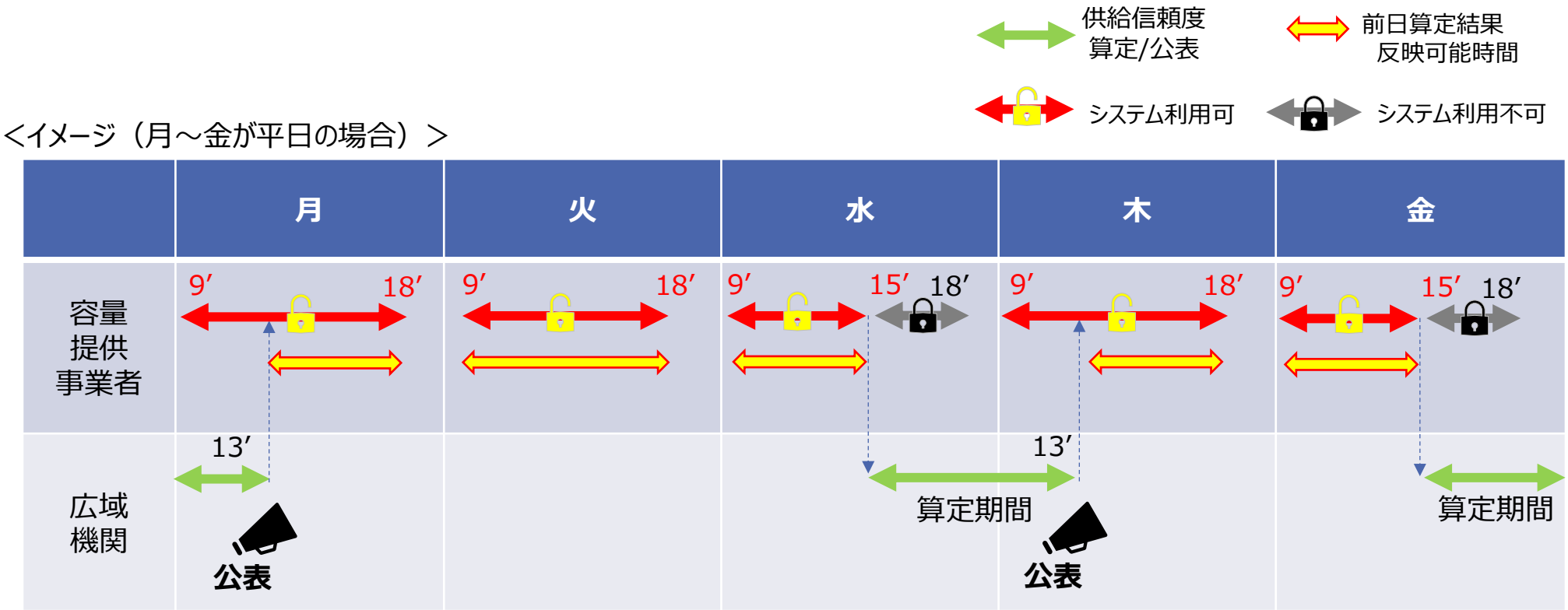

4. 容量停止計画の調整手続
調整のブロック構成

- **調整の範囲となるブロック**について、**最新の供給信頼度状況を踏まえてブロック構成を随時更新**します。
  ⇒どのエリアのどの時期の停止計画を調整すれば良いかを見えやすくし、より効果的に調整業務を行えるようにするため
- 調整期間中の調整状況により、ブロック構成を更新し、更新後のブロック単位で信頼度確保状況を確認します。
- **各STEP終了時点のブロック構成で調整不調電源の判定**を行います。供給信頼度の基準を満たしているエリア・月にのみに容量停止計画を提出している電源は、調整不調電源の対象外として登録されます。※1

容量市場メインオークション約定結果
（対象実需給年度：2028年度）

3．オークション結果の集計・公表
（1）供給信頼度 [1/2]

- 約定処理の結果、全国の供給信頼度は、0.012 kWh/kW・年、オークションで確保した容量における供給信頼度とブロック構成は下記のとおりとなった。
- 以降では、エリアプライスの異なる北海道・東北・東京、中部、九州とそれ以外のエリアで区分した集計も行う。

	供給信頼度 [kWh/kW・年]
目標調達量において維持される全国の供給信頼度基準値	0.016
全国の供給信頼度（需要曲線と供給曲線の交点）	0.012

	エリア	供給信頼度※1 [kWh/kW・年]	想定需要	調達量※2
ブロック1	北海道	0.017	518.1 万kW	658 万kW
	東北	0.018	1,333.8 万kW	2,077 万kW
	東京	0.018	5,601.1 万kW	5,909 万kW
ブロック2	中部	0.005	2,393.0 万kW	2,708 万kW
	北陸	0.000	485.0 万kW	666 万kW
	関西	0.000	2,666.0 万kW	3,008 万kW
	中国	0.000	1,055.9 万kW	1,422 万kW
	四国	0.000	467.0 万kW	872 万kW
ブロック3	九州	0.042	1,537.9 万kW	2,003 万kW
	合計		16,057.7 万kW	**19,323 万kW**

※1 供給信頼度は四捨五入により表記上、零になる場合があるが、実際には停電量[kWh/年]が発生している。
※2 FIT電源等の期待容量等を含む。（全国計で2,702万kW）

※1　1つの電源で複数作業を登録している場合は、全ての作業が上記条件に合致した場合に調整不調電源の対象外として登録されます。

（参考）調整不調電源の判定の具体例

- 供給信頼度の基準を満たさないエリア・月（以降、調整不調月）に容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変化し、調整不調月ではなくなった場合、容量停止計画の変更をしていなくても、調整不調電源の対象外として登録されます。
- 一方で、ブロック構成が変化しても、調整不調月のままだった場合は、調整不調電源として登録されます。

＜例1:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化に伴い調整不調電源の対象外となる例＞

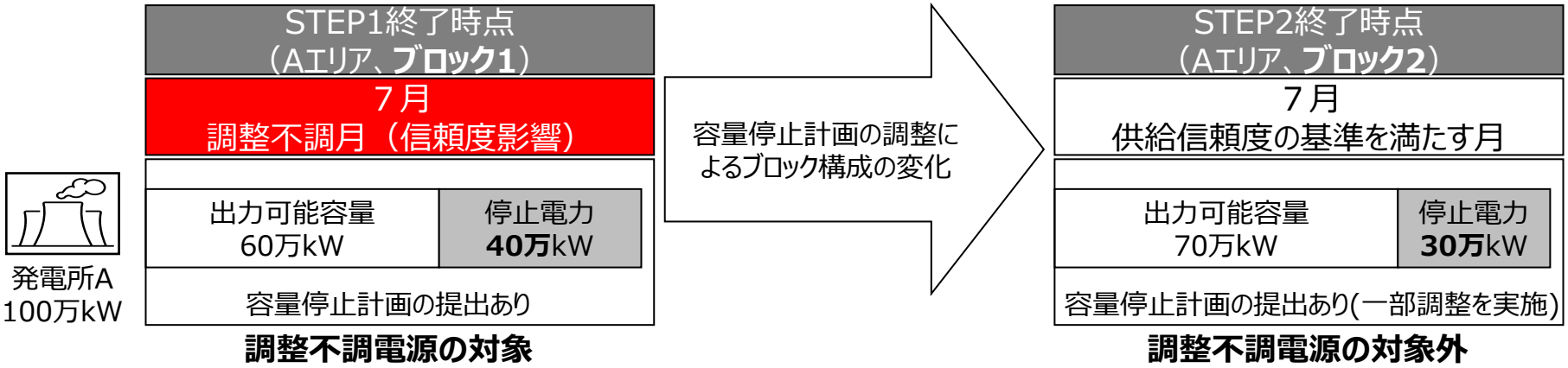

＜例2:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象となる例＞

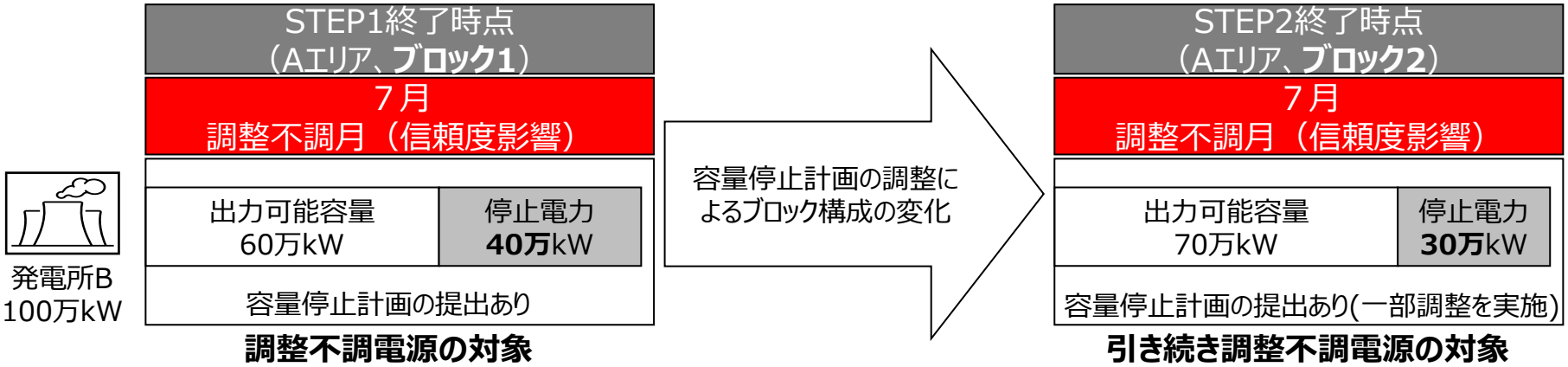

（参考）調整不調電源の判定の具体例

- 供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変化し調整不調月となったとしても、容量停止計画を変更していなければ、調整不調電源として登録されません。

＜例3:ブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象外となる例＞

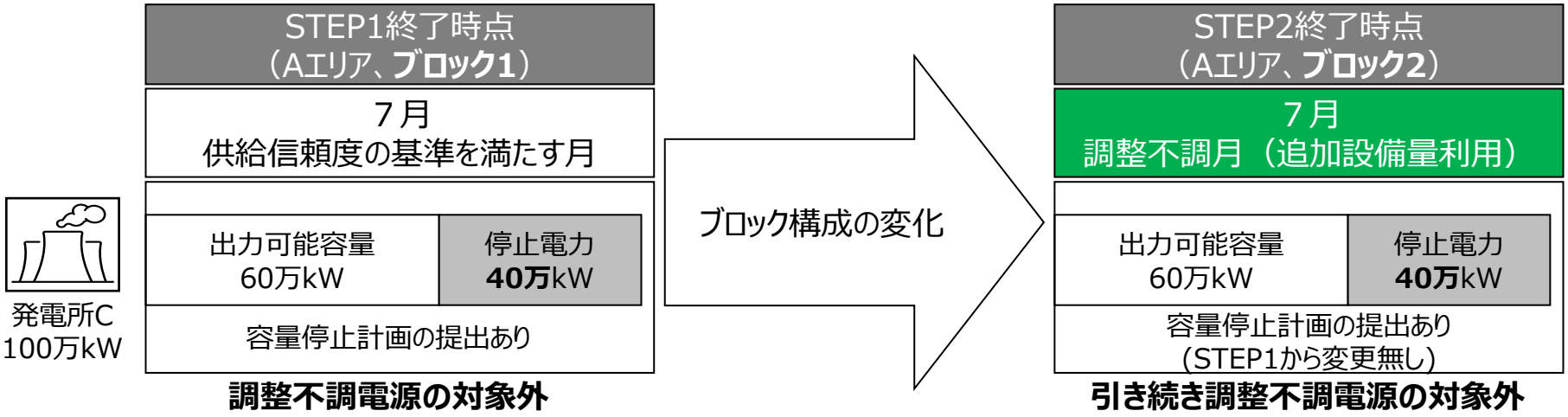

4. 容量停止計画の調整手続
調整期間中におけるブロック構成の更新方法

- オークション結果をもとに設定した**各エリア・各月の供給信頼度に影響を与える基準（赤基準）と**、容量停止計画を反映した**供給信頼度の算定結果を比較し、当該月における供給力の不足・充足を確認**します。
- 停止計画の変更要否がより明確になるよう、**全ての月の状況が完全に一致している隣接エリアでブロックを構成し、ブロック単位・月単位の供給信頼度確保状況を公表**します。

北海道

	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE
	①追加設備利用	②信頼度影響	(kWh/kW･月)
4月	0.0043	0.0072	0.0000
5月	0.0081	0.0123	0.0000
6月	0.0126	0.0187	0.0000
7月	0.0009	0.0015	0.0002
8月	0.0018	0.0028	0.0017
9月	0.0087	0.0125	0.0128
10月	0.0032	0.0050	0.0051
11月	0.0022	0.0039	0.0135
12月	0.0003	0.0006	0.0000
1月	0.0005	0.0007	0.0008
2月	0.0007	0.0013	0.0001
3月	0.0041	0.0066	0.0030

東北

	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE
	①追加設備利用	②信頼度影響	(kWh/kW･月)
4月	0.0007	0.0019	0.0001
5月	0.0002	0.0008	0.0000
6月	0.0006	0.0022	0.0000
7月	0.0000	0.0002	0.0000
8月	0.0008	0.0021	0.0000
9月	0.0003	0.0010	0.0000
10月	0.0001	0.0002	0.0007
11月	0.0006	0.0015	0.0005
12月	0.0000	0.0000	0.0000
1月	0.0000	0.0002	0.0000
2月	0.0000	0.0001	0.0000
3月	0.0002	0.0007	0.0000

東京

4月			
5月			
6月			
7月			
8月	0.0010	0.0026	0.0000
9月	0.0004	0.0011	0.0000
10月	0.0002	0.0005	0.0008
11月	0.0011	0.0022	0.0022
12月	0.0000	0.0000	0.0000
1月	0.0002	0.0004	0.0000
2月	0.0001	0.0002	0.0000
3月	0.0004	0.0012	0.0000

隣接エリアで完全一致しているため同一ブロック。他のエリアとは別ブロック。

中部

	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE
	①追加設備利用	②信頼度影響	(kWh/kW･月)
4月	0.0001		0.0000
5月	0.0001		0.0000
6月	0.0007		0.0000
7月	0.0001		0.0000
8月	0.0017		0.0000
9月	0.0002		0.0000
10月	0.0002		0.0000
11月	0.0003	0.0011	
12月	0.0000	0.0001	0.0000
1月	0.0006	0.0011	0.0009
2月	0.0000	0.0001	0.0000
3月	0.0002	0.0008	0.0000

北陸

	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE
	①追加設備利用	②信頼度影響	(kWh/kW･月)
4月			0.0000
5月			0.0000
6月			0.0000
7月			0.0000
8月			0.0000
9月			0.0000
10月			0.0000
11月	0.0003	0.0010	0.0000
12月	0.0000	0.0001	0.0000
1月	0.0002	0.0006	0.0000
2月	0.0000	0.0000	0.0000
3月	0.0002	0.0009	0.0000

追加設備量を利用する基準（緑基準）を超過している月は、充足している月として扱う。

関西

	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE
	①追加設備利用	②信頼度影響	(kWh/kW･月)
4月	0.0001	0.0004	0.0000
5月	0.0001	0.0004	0.0000
6月	0.0007	0.0025	0.0000
7月	0.0000	0.0002	0.0000
8月	0.0002	0.0006	0.0000
9月	0.0002	0.0006	0.0000
10月	0.0002	0.0007	0.0000
11月	0.0002	0.0009	0.0000
12月	0.0000	0.0001	0.0000
1月	0.0002	0.0006	0.0000
2月	0.0000	0.0000	0.0000
3月	0.0002	0.0009	0.0000

中国

	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE
	①追加設備利用	②信頼度影響	(kWh/kW･月)
4月	0.0001	0.0004	0.0000
5月	0.0001	0.0004	0.0000
6月	0.0007	0.0025	0.0000
7月	0.0000	0.0001	0.0000
8月	0.0002	0.0005	0.0000
9月	0.0001	0.0006	0.0000
10月	0.0002	0.0007	0.0000
11月	0.0002	0.0009	0.0000
12月	0.0000	0.0001	0.0000
1月	0.0002	0.0005	0.0000
2月	0.0000	0.0000	0.0000
3月	0.0002	0.0009	0.0000

四国

	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE
	①追加設備利用	②信頼度影響	(kWh/kW･月)
4月	0.0001	0.0004	0.0000
5月	0.0001	0.0004	0.0000
6月	0.0006	0.0024	0.0000
7月	0.0000	0.0000	0.0000
8月	0.0000	0.0001	0.0000
9月	0.0001	0.0004	0.0000
10月	0.0002	0.0007	0.0000
11月	0.0002	0.0009	0.0000
12月	0.0000	0.0000	0.0000
1月	0.0001	0.0003	0.0000
2月	0.0000	0.0000	0.0000
3月	0.0002	0.0009	0.0000

九州

	EUE基準値(kWh/kW･月)		EUE
	①追加設備利用	②信頼度影響	(kWh/kW･月)
4月	0.0043	0.0075	0.0002
5月	0.0094	0.0153	0.0004
6月	0.0045	0.0090	0.0000
7月	0.0002	0.0004	0.0000
8月	0.0002	0.0005	0.0001
9月	0.0007	0.0015	0.0000
10月	0.0059	0.0099	0.0000
11月	0.0020	0.0039	0.0000
12月	0.0001	0.0003	0.0001
1月	0.0003	0.0009	0.0010
2月	0.0001	0.0003	0.0001
3月	0.0024	0.0047	0.0001

信頼度状況を公表する途中経過のブロック構成

左の表の例においては、途中状況のブロック構成は以下の通り4ブロックとなる。

- ブロック１：北海道
- ブロック２：東北、東京
- ブロック３：中部、北陸、関西、中国、四国
- ブロック４：九州

緑塗箇所：追加設備量を利用する基準を超過している箇所 （EUE基準）
赤塗箇所：供給信頼度に影響を与える基準を超過している箇所（EUE基準）
EUE　　：月間の供給信頼度(EUE)の値

4. 容量停止計画の調整手続
CSVファイルアップロードによる容量停止計画の変更

（その他）登録方法の明確化

■ CSVファイルのアップロードによる容量停止計画の**変更**に当たっては、以下の手順に従い、変更後の容量停止計画の提出を行ってください。※1

- **CSVファイルのダウンロード**

  容量市場システム「ポータルトップ画面」＞「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下＞「容量停止計画一覧」で実需給年度・電源等識別番号を入力、設定用CSV出力を押下しCSVファイルをダウンロードします。

- **CSVファイルの編集**

  ダウンロードしたCSVファイルをテキストファイル形式で開き編集します。

ダウンロードしたCSVファイル
【容量停止計画設定CSV出力時】

```
"容量停止計画ID","実需給年度","電源等識別番号","電源等の名称","受電地点特定番号","枝番",
"停止設備（号機単位の名称）","系統コード（号機単位）","作業開始年月日","作業開始時分",
"作業終了年月日","作業終了時分","広域受付番号","出力可能容量[kW]","容量停止計画登録状況","登録区分"
"","2099","0000006102","Ph3_電源7Y02_安定1","33000000000000000000007","1","1号機","11111","","","","","","","","","","
"","2099","0000006102","Ph3_電源7Y02_安定1","33000000000000000000007","2","2号機","11111","","","","","","","","","","
"","2099","0000006102","Ph3_電源7Y02_安定1","33000000000000000000007","3","3号機","11111","","","","","","","","","","
```

1行目のヘッダ部分（“容量停止計画ID”～“登録区分”の部分）では、ダブルクォーテーション「“”」を削除しないでください。
2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）では、ダブルクォーテーション「“”」を削除してください。
（ダブルクォーテーション「“”」を付けないでください。）

【CSV提出時（必要項目入力後）】

```
"容量停止計画ID","実需給年度","電源等識別番号","電源等の名称","受電地点特定番号","枝番",
"停止設備（号機単位の名称）","系統コード（号機単位）","作業開始年月日","作業開始時分","作業終了年月日","作業終了時分",
"広域受付番号","出力可能容量[kW]","容量停止計画登録状況","登録区分"
,2099,0000006102,Ph3_電源7Y02_安定1,33000000000000000000007,2,2号機,11111,20991001,0900,20991230,2300,zzzzzzz,2000,02,2
,2099,0000006102,Ph3_電源7Y02_安定1,33000000000000000000007,3,3号機,11111,20991001,0900,20991230,2300,zzzzzzz,2000,02,2
```

容量停止計画を提出しない場合、対象行を削除

必要項目を入力

登録区分は２を入力

※登録区分には2を入力します。

CSVファイルに記載する項目一覧※2

No	項目	入力内容
①	容量停止計画ID	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
②	実需給年度※3	対象となる実需給年度を入力（登録済みの場合は変更不要）
③	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を入力（登録済みの場合は変更不要）
④	電源等の名称	電源等の名称を入力（登録済みの場合は変更不要）
⑤	電源等差替ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替ID（10桁）を入力 （電源等差替を実施していない場合は、カンマで区切る形（「, ,」）で入力）
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10桁）を入力 （電源等差替を実施していない場合は、カンマで区切る形（「, ,」）で入力）
⑦	受電地点特定番号	受電地点特定番号（22桁）を入力（登録済みの場合は変更不要）
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑨	停止設備（号機単位の名称）	電源等の号機単位の名称を入力（登録済みの場合は変更不要）
⑩	系統コード（号機単位）	電源等の系統コード（5桁）を入力（登録済みの場合は変更不要）
⑪	作業開始年月日	yyyymmdd形式の半角数字で入力 例：2028年10月1日に作業開始の場合「20281001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm形式の半角数字で入力 例：9:05に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	yyyymmdd形式の半角数字で入力 例：2028年10月3日に作業終了の場合「20281003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm形式の半角数字で入力 **注：24:00の場合「2359」と入力** 例：9:05に作業終了の場合「0905」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムから取得した広域受付番号（7桁）を入力 **広域受付番号がない場合「zzzzzzz」を入力**
⑯	出力可能容量[kW]	1以上の数値を入力。**出力可能容量が0kWの場合は「1」を入力**
⑰	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
⑱	登録区分	1,2のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録　2：変更（2回目以降）

※1　30頁の「2.容量停止計画の提出」と基本的には同様の業務となりますが、赤字箇所は変更点となりますのでご注意ください。

※2　「⑤受電地点特定番号」及び「⑧系統コード」について、新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出してください。
（容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出）

※3　長期脱炭素電源オークションにおいては、「②実需給年度」に参加登録時に容量市場システムへ登録した実需給年度の値を入力（例：3023、3024、3025）

4. 容量停止計画の調整手続
CSVファイルアップロードによる容量停止計画の変更

④１電源複数契約
（メイン・長期）

- 作業調整が完了した後に、容量停止計画を変更します。
- 「**変更調整後の容量停止計画の提出**」は、以下の手順に従い、変更調整後の容量停止計画の提出を行ってください。
- 容量停止計画作成支援ツールにて変更計画を作成することも可能です。

● **CSVファイルの保存**

CSVのファイルは以下の名前で保存します。

1回目更新時：容量停止計画_0123_2099_0123456789_A1_R1.CSV

事業者コード　対象実需給年度　電源等識別番号　枝番※　変更回数

※枝番はファイルを分割する場合のみ

R2
R3
⋮

＜容量停止計画をまとめる場合の留意点＞
- 1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力
- 複数の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号をファイル名に記載
- 容量停止計画は号機単位で作成。ただし、メインオークション及び長期脱炭素電源オークションに係る契約を締結している場合については、業務マニュアルに従い、契約電源ごとに提出。
- 月を跨る作業計画は、月単位に分けて作成
- 他事業者の容量停止計画をまとめることはできません
- 容量停止計画を変更する場合は、変更する容量停止計画のみ提出してください。変更しない容量停止計画は当該の行を削除のうえ提出

● **CSVファイルのアップロード**

容量市場システムにCSVファイルをアップロードします。

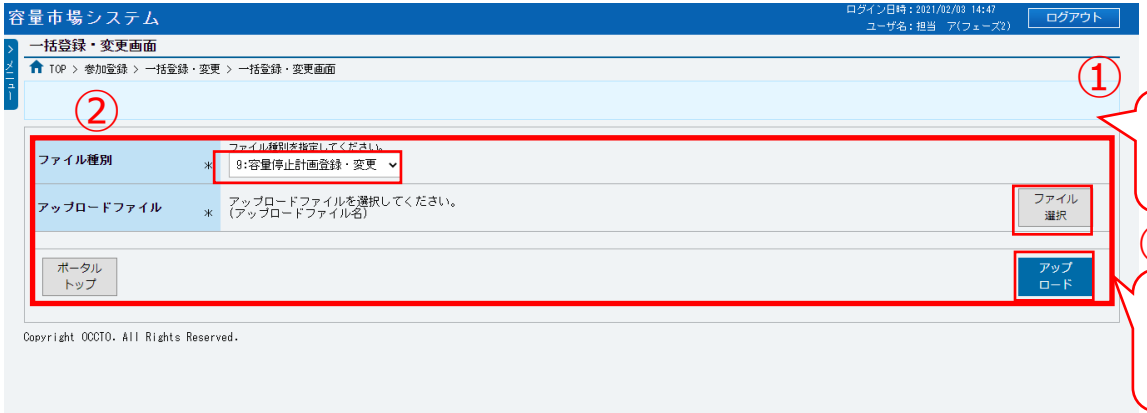

①
容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブで「一括登録・変更」を押下して、「一括登録・変更画面」へ遷移

②
>「ファイル種別」で「9:容量停止計画登録・変更」を選択。ファイル選択ボタンを押下、アップロードしたい容量停止計画(年間)を選択し、アップロードボタンを押下してください。

※「2.容量停止計画の提出」と基本的には同様の業務となりますが、赤字箇所は変更点となりますのでご注意ください。
※ 容量停止計画は電源単位で作業毎に提出する必要があります。
※ 容量停止計画を誤って提出した場合や、アップロード処理の成否確認方法、提出単位詳細については業務マニュアルを参照してください。

4. 容量停止計画の調整手続
容量市場システムから個別の容量停止計画を変更

■ 容量市場システムの画面上から各電源の個別の容量停止計画を**変更**する場合は、以下の手順に従い、変更後の容量停止計画の登録を行ってください。

● 変更対象の検索

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。対象の検索条件を入力し、「検索」ボタンをクリック。

180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理　参照

4. 容量停止計画の調整手続
容量市場システムから個別の容量停止計画を変更

● 容量停止計画情報の変更

検索結果から、対象情報の[容量停止計画ID]をクリックすると、容量停止計画情報詳細画面が表示されます。
容量停止計画情報の変更をする場合、[変更]をクリック。
容量停止計画情報変更画面が表示されますので、作業日時等、変更が必要な箇所に変更内容を入力し、[実行]をクリック。

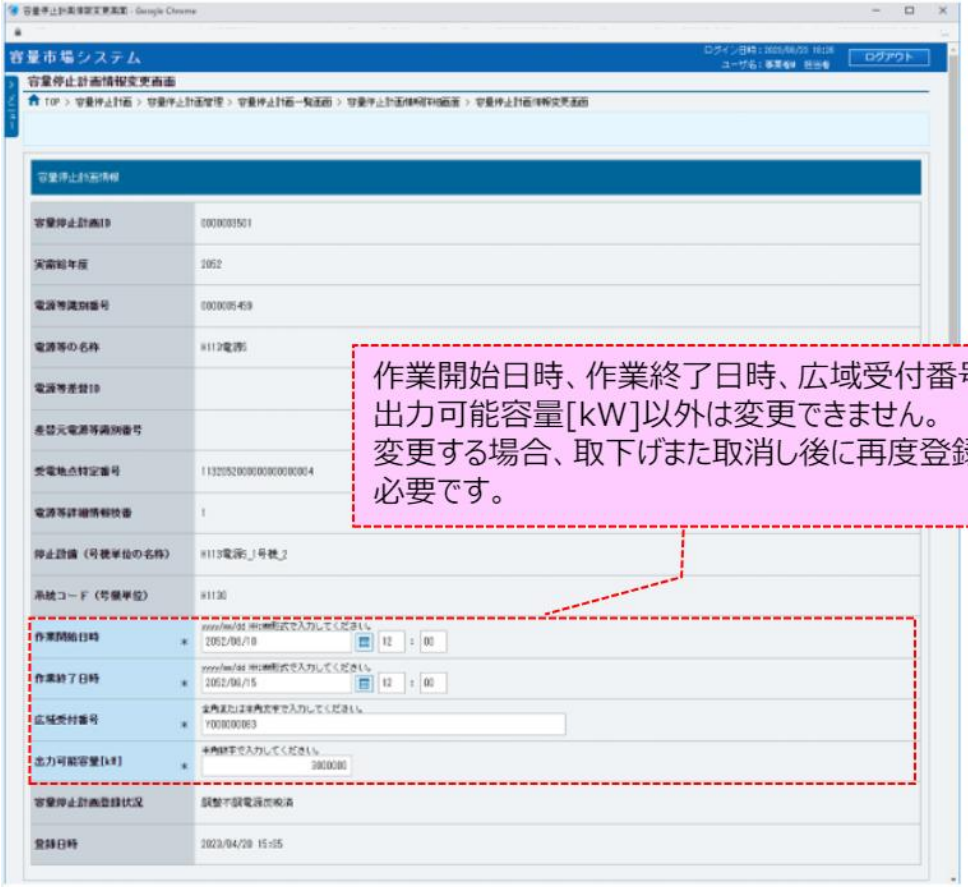

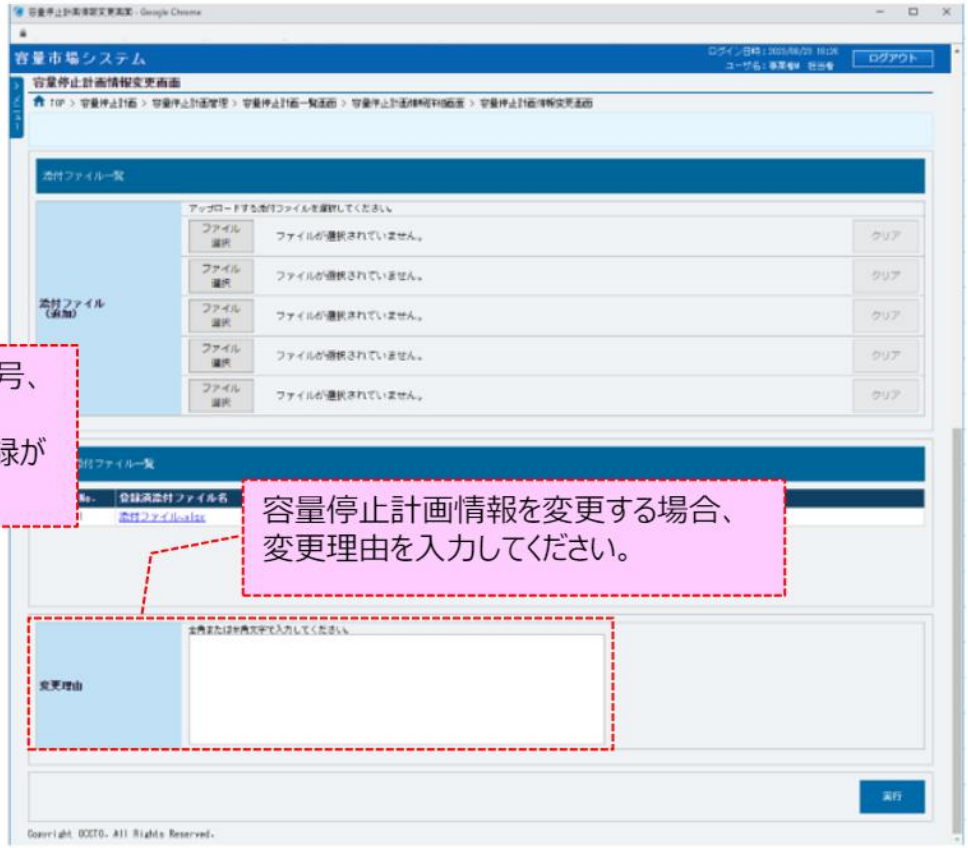

180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理　参照

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続 業務全体像

■ **調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定**に係る業務全体像は以下の通りです。

凡例
→ 業務の流れ
章番号 メインオークションマニュアルの章番号
節番号 長期脱炭素電源オークションマニュアルの章番号

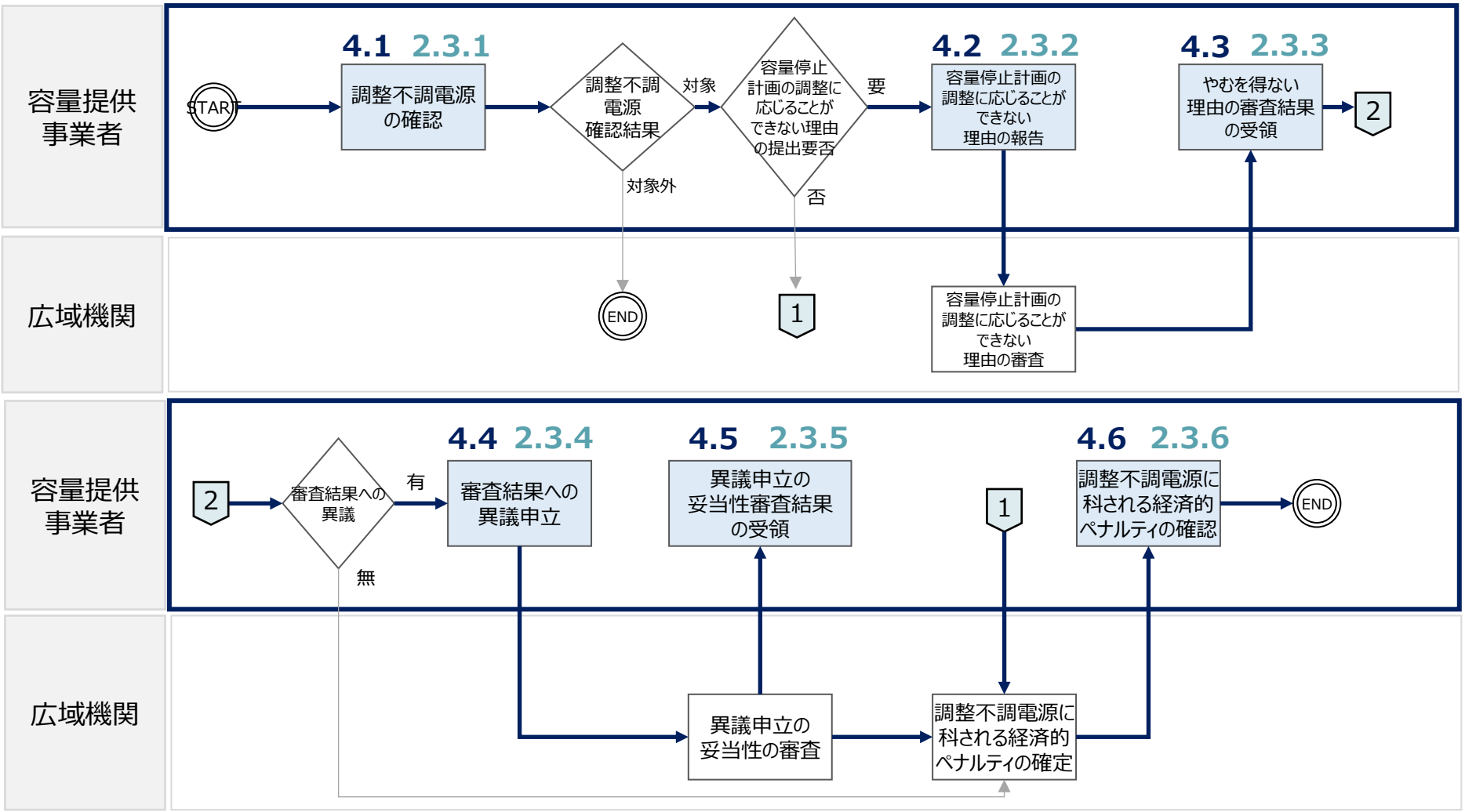

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
調整不調電源の確認(1/2)

- 対象実需給年度2年度前の**2026年11月から12月末に調整不調電源の登録通知**が送付されます。また、対象実需給年度2年度前の2027年1月上旬以降、容量市場システムにて**調整不調電源の該当有無**を確認することができます。
- 調整不調電源となった電源の確認にあたっては、電源等情報詳細画面において以下の操作を行ってください。

①

以下を順に押下し、電源等情報詳細画面を表示します。

「ポータルトップ画面」>「参加登録」タブで「電源等情報管理」を押下
>「電源等情報一覧画面」で実需給年度等必要情報を入力し検索
>「電源等情報一覧(安定電源)」または「電源等情報一覧(変動電源(単独)」にて対象の電源等識別番号リンクを押下
>「電源等情報詳細画面」へ遷移します。

②

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」欄にて「日数」「減額率(%)」「広域機関判定結果」を確認してください。
各STEP終了時に登録される「日数」「減額率[%]」は次頁を参照してください。

※ 容量停止計画が調整不調エリア・時期に該当する場合、電源は調整不調電源となり、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となる可能性があります。
※ 複数の容量停止計画を提出している場合、日数及び減額率は応札単位の数値として集計されます。内訳は確認することができません。
※ 減額率、調整不調日数が両方変数のため、減額率算定は減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を算定します。

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
調整不調電源の確認(2/2)

■ 各STEP終了時に登録される「日数」「減額率[%]」は以下のとおりです。

電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率［%］	広域機関判定結果
STEP1期間中	999.9999	0.0000	空白
STEP1終了時	作業調整の結果に基づく結果※1	0.3000※1	
STEP2終了時			
STEP3終了時			
STEP4終了時			

電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率［%］	広域機関判定結果
STEP1期間中	999.9999	0.0000	空白
STEP1終了時	0.0000	0.0000	調整不調対象外
STEP2終了時			
STEP3終了時			
STEP4終了時			

※1　減額率、調整不調日数が両方変数のため、算定は減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を算定します。

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続
容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告

容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について、以下の留意点をご確認ください。

■ やむを得ない理由の報告

- 調整不調電源の対象となった電源は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となりますが、調整に応じることができない**やむを得ない理由**がある場合は、**2027年1月最終営業日**までに下記宛先へ**メール**で報告することができます。

メール送信先：容量市場受付窓口　　youryou_uketsuke@occto.or.jp

「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告」に係るスケジュール（対象実需給年度2年度前、2027年1月～）

1月最終営業日まで
容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告

2月末日の10営業日前まで
やむを得ない理由の審査結果の受領

審査結果の受領から5営業日以内
審査結果への異議申立

2月末日まで
異議申立の妥当性審査結果の受領

- 調整に応じることができない**やむを得ない理由**の審査に合格した場合、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象とならない場合があります。
- なお、やむを得ない理由の例は以下の通りですが、**具体的には提出いただいた理由**※1を個別に確認いたします。
  - 属地一般送配電事業者との調整が必要である場合(送電線の停止のために計画停止の調整する場合など)
  - メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
  - その他、本機関が妥当であると認めた場合

※1　やむを得ない理由を証明する資料は第三者（他部署含む）が作成したものを提出してください

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告様式

- 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由については、容量停止計画毎に以下項目を報告願います。
  - 参加登録申請者名
  - 事業者コード
  - 電源等識別番号
  - 電源等の名称
  - 枝番
  - 停止設備（号機単位の名称）
  - 容量停止計画ID
  - エリア
  - 対象月
  - 調整不調判定
  - 理由
  - 証明資料（**<u>第三者が作成したものを添付</u>**）
- 報告様式

  「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について_報告様式」（https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html）を使用願います。

【記載例】

	容量提供事業者記載個所											
NO	参加登録申請者名	事業者コード	電源等識別番号	電源等の名称	枝番	停止設備(号機単位の名称)	容量停止計画ID	エリア	対象月	調整不調判定	理由	証明資料
例	事業者A	9999	1234567890	△発電所	1	△発電所1号機	0000009999	中部	7	追加設備量を利用する基準を超過(緑)	メーカーの確保により時期の調整が困難	メーカー提出文書
1												
2												
3												

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
容量停止計画の調整に応じることができない理由の証明資料

（その他）やむを得ない理由の証明資料提出についての補足

- やむを得ない理由は所定の様式に記載の上、第三者（社内他部署含む）が作成した各証明資料を添付し、提出してください。なお、第三者（社内他部署含む）が作成したやむを得ない理由を証明する資料を提出いただけない場合、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となります。
- 証明資料の例は以下のとおりです。
  - 作業調整を行った経緯及び結果が記載された文書
  - 属地一般送配電事業者・広域機関が作成した文書
  - 公的文書 等
- 次の場合には証明資料としては認められません。
  - 調整経緯が把握できない文書
  - 調整できなかった理由が把握できない文書
  - 作業工程表のみ
  - メール文書

証明資料の例

20XX年X月XX日

▲▲会社
○○部

○○メーカー株式会社
△△部

作業調整の結果について（回答）

1.ご依頼内容

以下作業の期間変更について

・作業内容：XXXX発電所X号機　細密点検
・作業期間：（変更前）20XX年X月XX日～X月XX日
　　（変更後）20XX年X月XX日～X月XX日

2.回答

ご依頼いただいた作業期間の調整を検討しましたが、対応できません。

（調整不可の詳細）

XX月からXX月にかけて、XXにてXXを実施する計画となっております。加えて、XXにはXXが予定されていることから、当初予定していた点検日程を後ろ倒して実施することが困難です。

また、XXの都合で前倒しでの調整も不可となります。

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
調整不調電源に科される経済的ペナルティ確定(1/2)

（その他）ペナルティ確認方法の変更

調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定について、以下の留意点をご確認ください。

■ **調整不調電源の該当有無、調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定**

- やむを得ない理由の報告やその結果に対する異議申立により、**調整不調電源に科される経済的ペナルティに変更**があった場合は、広域機関より審査結果のメール、容量市場システムより**変更通知のメール**が送付されます。
- **容量市場システムの電源等情報詳細画面において、日数と減額率[%]の両項目に0ではない値が登録**されている電源は、調整不調電源に科される**経済的ペナルティの対象**です。
- やむを得ない理由の報告後、対象実需給年度2年度前の**2027年2月末日頃**、**調整不調電源の該当有無、調整不調電源に科される経済的ペナルティ（日数、減額率[%]）が確定**します。
- 調整不調電源の該当有無及び調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象・対象外は、容量市場システム上で確認ができます。(やむを得ない理由の報告を行っていない場合も容量市場システム上で確認してください。)

＜容量市場システムにおける調整不調電源情報の確認画面＞

電源等情報詳細画面

⋮

基本情報一覧

⋮

調整不調電源情報	日数	0.0000
	減額率[%]	0.0000
	広域機関判断結果	調整不調対象外

日数と減額率［%］の両項目に０ではない値が登録されている場合、当該電源は**経済的ペナルティの対象です**

広域機関判断結果は以下のように表示されます
・調整不調電源では調整不調電源に科される**経済的ペナルティの対象・対象外によらず「ペナルティ要素対象外」**
・調整不調電源以外では**「調整不調対象外」**

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続

調整不調電源に科される経済的ペナルティ確定(2/2)

①ペナルティ通知書の様式変更・追加

■ 調整不調電源に科される経済的ペナルティの通知

- 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定後、本機関から対象となる事業者に「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給２年度前）」（左図）を送付しますので、内容をご確認ください。
- 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給２年度前）」には、確定した減額率、調整不調日数とともに、経済的ペナルティ額の参考額が記載されています。
- 各月の容量確保契約金額の算定時に反映される経済的ペナルティ額は、実需給期間中に別途送付される「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」（右図）にてご確認ください。

調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給２年度前）

調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給２年度前）

通知日：20XX年X月X日
通知書番号：TPXXXXXXXX-A

XXXXX　御中

電力広域的運営推進機関
〒　100-6607
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
グラントウキョウサウスタワー7階
問い合わせ先
部署：需給計画部　容量市場センター
電話番号：0570-044-777（代表）
e-Mail：youryou_uketsuke@occto.or.jp

■事業者情報

応札年度［年］	20XX
事業者コード	XXXXX
事業者名	XXXXX
対象実需給年度［年度］	XXXXX

■対象となる調整不調電源の詳細情報

電源等識別番号	XXXXX
電源等名称	XXXXX
エリア名	XXXXX
停止期間（作業開始日/作業終了日）	XXXXX/XXXXX

■広域機関判断結果

調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象・対象外※1		経済的ペナルティ対象
経済的ペナルティ額（参考）［円］		XXXXX
経済的ペナルティ額の内訳	契約単価［円/kW］	XXXXX
	契約容量※2［kW］	XXXXX
	容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額［円］	XXXXX
	減額率［%/日］	0.3
	調整不調日数［日］	XXXXX

通知書イメージ

■送付時期
・ペナルティ確定後にメール送付（2027年3月頃）

■通知内容
・**減額率の確定値**
・**調整不調日数の確定値**
・経済的ペナルティ額の参考額

※この時点の経済的ペナルティ額は、２年度前調整時の契約情報に基づく計算値であり、参考額となる。

調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）

調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）

通知日：20XX年X月X日
通知書番号：TPXXXXXXXX-B

XXXXX　御中

電力広域的運営推進機関
〒　100-6607
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
グラントウキョウサウスタワー7階
問い合わせ先
部署：需給計画部　容量市場センター
電話番号：0570-044-777（代表）
e-Mail：youryou_uketsuke@occto.or.jp

■事業者情報

応札年度［年］	20XX
事業者コード	XXXXX
事業者名	XXXXX
対象実需給年度［年度］	XXXXX

■対象となる調整不調電源の詳細情報

電源等識別番号	XXXXX
電源等名称	XXXXX
エリア名	XXXXX
停止期間（作業開始日/作業終了日）	XXXXX/XXXXX

■広域機関判断結果

調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象・対象外※1		経済的ペナルティ対象
経済的ペナルティ額［円］		XXXXX
経済的ペナルティ額の内訳	契約単価［円/kW］	XXXXX
	契約容量※2［kW］	XXXXX
	容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額［円］	XXXXX
	減額率［%/日］	0.3
	調整不調日数［日］	XXXXX

通知書イメージ

■送付時期
・実需給期間中にメール送付（2028年度4月以降順次送付予定※1）

■通知内容
・減額率の確定値
・調整不調日数の確定値
・**経済的ペナルティ額の確定額**

※実需給期間における最終的な契約情報に基づき算定。各月の容量確保契約金額の算定時に控除額として反映される。

※1　長期脱炭素電源オークション落札電源については、物価・金利変動に伴う契約単価の補正後、順次送付します。

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
メインオークションにおける調整不調電源に科される経済的ペナルティの考え方①

- 調整不調電源に科される経済的ペナルティは、本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。
- **経済的ペナルティ　＝（契約単価　×　契約容量　－　容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額）×　減額率　×　調整不調日数**
  - 契約単価
    - ✓ 容量確保契約書で締結した価格
  - 契約容量
    - ✓ 容量確保契約書で締結した容量
  - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額
    - ✓ 電源等の経過年数に応じた控除
      - 2010年度末以前に建設された電源の容量確保契約金額に対して、 一定の控除率を設定した控除額
    - ✓ 入札内容に応じた控除
      - 各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源の容量確保契約金額に対して、一定の控除率を設定した控除額
  - 減額率
    - ✓ 「追加設備量を利用する場合」と「供給信頼度確保に影響を与える場合」を考慮し算定※1
      （詳細は次頁以降で説明）
  - 調整不調日数
    - ✓ 各STEP終了時点で、「追加設備量を利用する場合」と「供給信頼度確保に影響を与える場合」に該当する日数相当※1
      （詳細は次頁以降で説明）

※1　ただし、容量市場システム上は、減額率、調整不調日数が両方変数のため、減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を表示します。

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
メインオークションにおける調整不調電源に科される経済的ペナルティの考え方②

■ 調整不調電源に科される経済的ペナルティ算定の考え方について（減額率と調整不調日数）

■ **経済的ペナルティ ＝（契約単価 × 契約容量 － 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額）× 減額率(A) × 調整不調日数(B)**

➢ (A)減額率

＝ 追加設備量を利用する場合の減額率(A-①) ＋ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率(A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率

＝ **0.3%/日** × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量) × (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

＝ **0.6%/日** × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

➢ 各月、各エリアに適用される減額率は、調整期間中、「供給信頼度算定結果」にてご確認頂けます。

減額率% （参考値）											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.0000	0.0000	0.0000	0.2382	0.0968	0.0000	0.0000	0.0137	0.0000	0.0000	0.0153	0.0000

➢ (B)調整不調日数

＝ 出力可能容量に関する補正率(B-①) × １ヶ月の日数

(B-①)出力可能容量に関する補正率

＝ (１－ 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量※)

※ 発電方式の区分が純揚水・蓄電池の場合は、アセスメント対象容量に各月の調整係数を乗じた値を用います。

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続

長期脱炭素電源オークションにおける調整不調電源に科される経済的ペナルティの考え方①

- 調整不調電源に科される経済的ペナルティは、本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。
- **経済的ペナルティ　＝　契約単価　×　契約容量　×　減額率　×　調整不調日数**
  - 契約単価※1
    - 容量確保契約書で締結した約定単価を応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価金利変動等を補正した単価（物価・金利変動等は制度適用期間の年度ごとに毎年補正する）
    - 供給力提供開始時期の遅延に伴い、容量確保契約約款第15条の「変更後の供給力提供開始年度の4月1日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションにおける契約電源が立地するエリアの約定価格及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」が適用される場合、契約単価をメインオークションにおける契約電源が立地するエリアの約定価格に変更した上で、経済的ペナルティを再計算して適用
  - 契約容量
    - 容量確保契約書で締結した容量
  - 減額率
    - 「追加設備量を利用する場合」と「供給信頼度確保に影響を与える場合」を考慮し算定※2（詳細は次頁以降で説明）
  - 調整不調日数
    - 各STEP終了時点で、「追加設備量を利用する場合」と「供給信頼度確保に影響を与える場合」に該当する日数相当※2（詳細は次頁以降で説明）

※1　容量停止計画の調整業務の経済的ペナルティ算定においては、算定時点の契約単価を用います。物価補正後の契約単価を用いた最終的な経済的ペナルティ金額は対象実需給年度の容量確保契約金額の算定時に包含し通知します。
※2　ただし、容量市場システム上は、減額率、調整不調日数が両方変数のため、減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を表示します。

5. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続
長期脱炭素電源オークションにおける調整不調電源に科される経済的ペナルティの考え方②

■ 経済的ペナルティ算定の考え方について（減額率と調整不調日数）

■ **経済的ペナルティ ＝ 契約単価(1) × 契約容量 × 減額率(2) × 調整不調日数(3)**

➢ (1)契約単価※1
＝長期脱炭素電源オークションにおける応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価・金利変動等を補正した単価
（物価・金利変動等は制度適用期間の年度ごとに毎年補正する）

➢ (2)減額率
＝ 追加設備量を利用する場合の減額率(2-1) ＋ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率(2-2)

(2-1) 追加設備量を利用する場合の減額率
＝ **0.3%/日** × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量) ×
(追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(2-2) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
＝ **0.6%/日** × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

➢ 各月、各エリアに適用される減額率は、調整期間中、「供給信頼度算定結果」にてご確認頂けます。

減額率%　（参考値）											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.0000	0.0000	0.0000	0.2382	0.0968	0.0000	0.0000	0.0137	0.0000	0.0000	0.0153	0.0000

➢ (3)調整不調日数
＝ 出力可能容量に関する補正率(3-1) × １ヶ月の日数

(3-1)出力可能容量に関する補正率
＝ (１－ 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量※2)

※1 容量停止計画の調整業務の経済的ペナルティ算定においては、算定時点の契約単価を用います。物価補正後の契約単価を用いた最終的な経済的ペナルティ金額は別途実需給期間中に送付する「調整不調電源における経済的ペナルティ額算定結果通知書」で通知します。
※2 発電方式の区分が純揚水・蓄電池・長期エネルギー貯蔵システムの場合は、アセスメント対象容量に各月の調整係数を乗じた値を用います。

（参考）電源等差替を行った電源における各種通知先について

③電源等差替
（通知先）

■ 電源等差替を行った電源が容量停止計画を提出した場合の通知に関する留意点は以下の通りです。

- 電源等差替を行った電源の調整不調電源情報が更新された場合の通知は、**差替先電源等提供者**に対して行われます。
- 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給２年度前）」、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」については容量確保契約の契約主体である**差替元電源等提供者**に対して送付されます。
- 差替元電源等提供者・差替先電源等提供者間で必要に応じて当該通知内容を共有の上、内容を確認してください。

＜電源等差替を行う場合の容量停止計画（差替容量相当分）の通知対象＞

通知内容	通知時期	通知・送付対象
容量市場システムに登録された調整不調電源情報 （減額率、調整不調日数、広域機関判断結果）の更新情報	２年度調整期間中 （11月～12月）	差替先電源等提供者
調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給２年度前）	ペナルティ確定後 （2年度前の3月頃）	差替元電源等提供者
調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）	実需給期間中 （4月以降順次※1）	差替元電源等提供者

※1　長期脱炭素電源オークション落札電源については、物価・金利変動に伴う契約単価の補正後、順次送付します。

6. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務 業務全体像

■ **調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務**に係る業務全体像は以下の通りです。

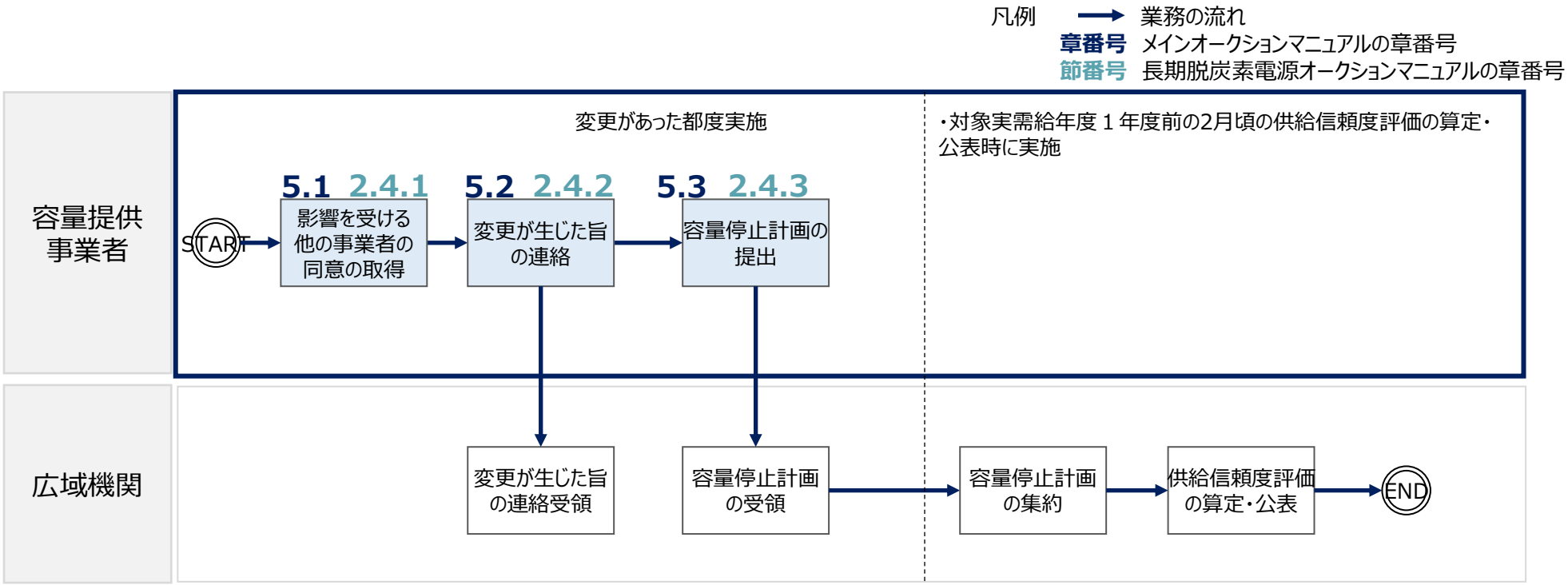

注：容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブル、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に属地一般送配電事業者から調整依頼に伴う追加・変更はこの限りではありません。

本業務については、対象実需給年度2年度前の2月頃に実施する調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降にやむをえない理由により、容量停止計画の追加・変更が生じた場合の手続きとなります。このため、変更が発生していない容量提供事業者については、実施いただく業務はありませんので、対応は不要となります。

6. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務
影響を受ける他の事業者の同意の取得

- 作業変更等の必要が生じた場合は、作業工程を再検討したうえで、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意を取得してください。
- 影響を受ける他の事業者については属地一般送配電事業者に確認を行ってください。
- また、同意を得るための調整は容量提供事業者が主体的に実施していただく必要があります。

6. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務変更が生じた旨の連絡

- 容量停止計画の追加・変更の必要が発生した場合は、速やかに以下の容量市場受付窓口にメールにて報告してください。
- 連絡先
  - 容量市場受付窓口： youryou_uketsuke@occto.or.jp

6. 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務 容量停止計画の提出

⑤調整期間終了後に作業変更があった場合の手続きに関する補足

- 本機関へメールした後、容量市場システムに追加・変更後の容量停止計画を登録※1してください。なお、登録方法は容量停止計画の調整期間と同様となりますので、「3. 容量停止計画の提出手続」を参照してください。
- 容量停止計画の調整期間終了以降の容量停止計画の変更については、供給計画と内容を整合の上、対象実需給年度１年度前の2月頃までに容量停止計画を提出してください。具体的な期日は別途容量市場システムから周知します。
- 調整期間終了後に提出された容量停止計画については、対象実需給年度１年度前の2月頃に集約のうえ、供給信頼度算定結果を公表します。なお、前項の期日以降に追加・変更があった場合、再度供給信頼度算定結果の公表が必要となる場合があるため、提出内容に不備等が無いようご注意ください。
- 調整期間終了以降に容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更を行ったことで供給信頼度確保へ影響を与える場合には、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条※2に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す場合があります。
- 経済的ペナルティの対象となった場合は、当該容量提供事業者と個別に調整させていただきます。

※1供給計画や作業停止計画の内容と整合させてください。
※2長期脱炭素電源オークションにおいては長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款「第18条」が該当します。

（参考）市場退出があった場合の経済的ペナルティ金額の算定について

①ペナルティ額の算定方法（退出時）

- 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定後の市場退出等により契約容量が変更となった場合、退出相当の契約容量を控除した契約容量にて経済的ペナルティ金額を再算定します。
- 最終的に事業者へ請求する調整不調ペナルティの金額は、実需給直前の市場退出表明期日以降に確定、通知されます。

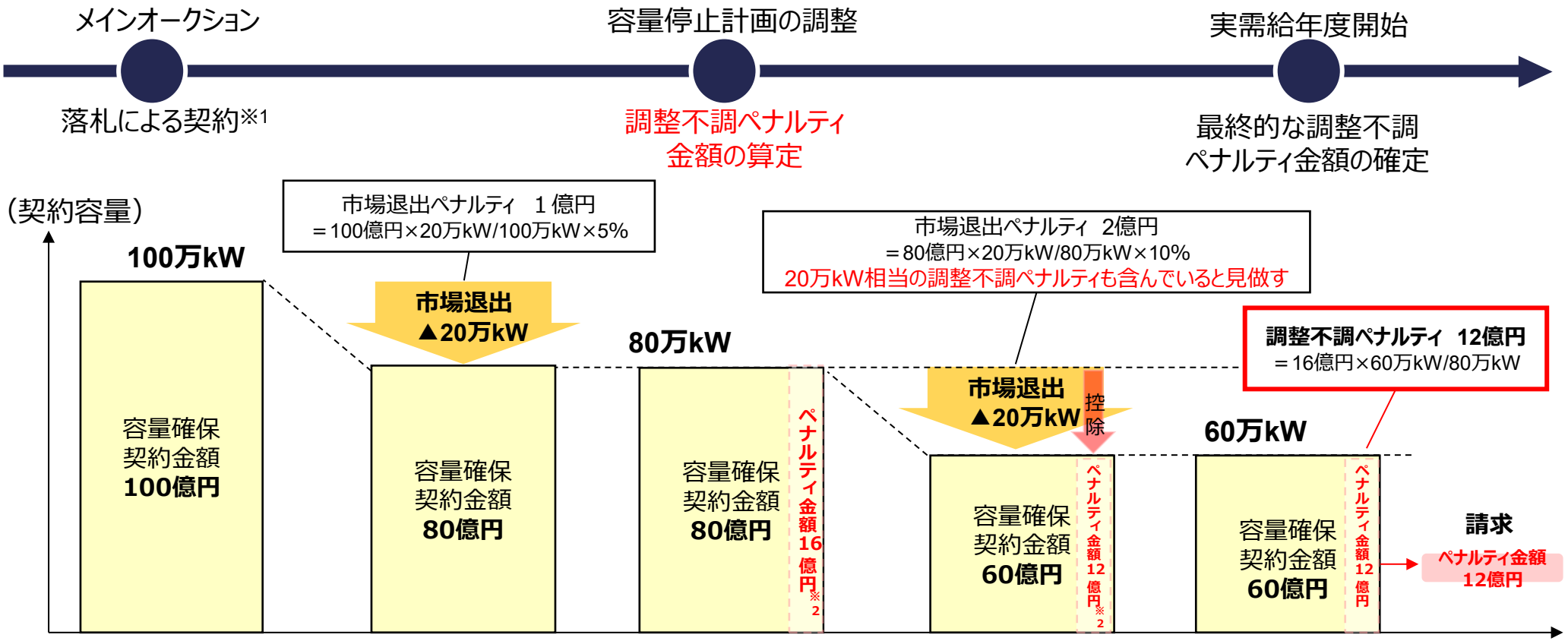

※1　メインオークション時点の契約単価は10,000円/kW、契約容量は100万kWとする
※2　最終的な調整不調ペナルティ金額が確定するまでは参考額

（参考）追加オークションで約定した場合の経済的ペナルティ金額の算定について

①ペナルティ額の算定方法（追加AX）

- 追加オークション（調達オークション）で約定した場合、追加契約となる容量については、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象とはなりません。
- 最終的に事業者へ請求する調整不調ペナルティの金額は、契約容量が調整不調ペナルティ対象容量未満となった場合に再算定し、実需給期間直前の市場退出表明期日以降に確定します。

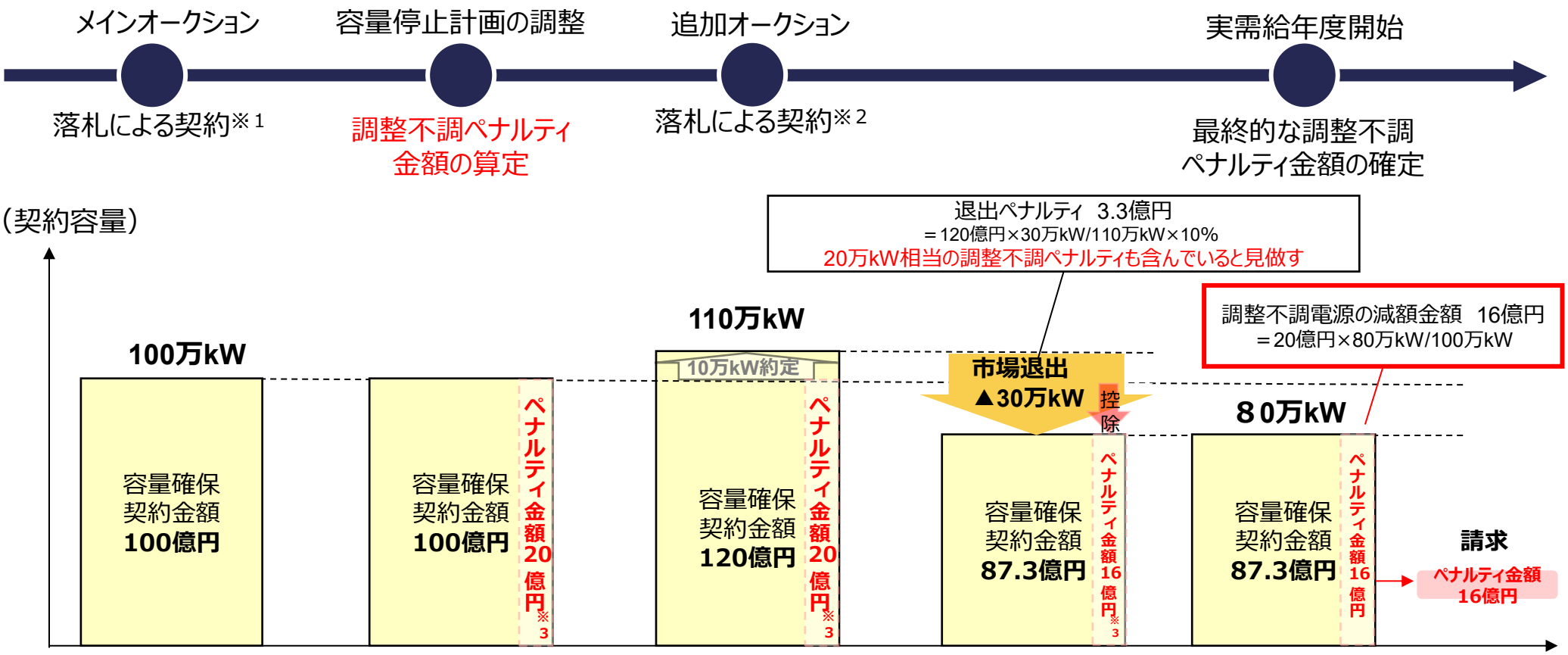

※1 メインオークションでの契約単価は10,000円/kW、契約容量は100万kWとする
※2 追加オークションでの契約単価は20,000円/kW、追加契約容量は10万kWとする
※3 最終的な調整不調ペナルティ金額が確定するまでは参考額

7．FAQ①

【Q-1】

- 送電線側の計画外作業や事故により発電所が停止した場合など、突発的に発生した事象に対しても属地一般送配電事業者と連絡を取ることで容量停止計画の調整をしたこととみなされるか示していただきたい。

【A-1】

- 容量停止計画の調整は２年前に実施する予定ですので、送電線側の計画外作業や事故による発電所の停止は想定しておりません。ただし、やむを得ない理由により容量停止計画の追加・変更が必要となる場合は、影響を受ける他の事業者の同意を得ることを基本に追加・変更が可能となります。

7．FAQ②

【Q-2】

- どのような作業を容量停止計画として提出する必要があるのか。

【A-2】

- 定期補修及び中間補修を対象として、容量停止計画を提出していただきます。なお、作業日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な作業については、提出不要です。

【Q-3】

- 市場退出を行った電源が、容量停止計画を提出していた際に必要な手続きはあるか。

【A-3】

- 市場退出を行った電源の容量停止計画は、速やかに市場退出の内容を反映した容量停止計画に変更(部分退出の場合)もしくは取消(全量退出の場合)の手続きを行ってください。

【Q-4】

- 長期固定電源以外の電源についても容量停止計画は属地一般送配電事業者の流通設備作業に同調させる必要があるのか。

【A-4】

- 電源の作業計画は属地一般送配電事業者の流通設備作業に同調いただくことが合理的と考えますが、事業者にて同調の要否について検討いただくことを否定するものではありません。

7．FAQ③

【Q-5】

- 7月末までに提出が必要となる長期固定電源(原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱)は容量提供事業者が同調を求める電源のみという理解で良いか。

【A-5】

- 当該年度において長期固定電源に出力抑制等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則としております。長期固定電源の作業停止を属地一般送配電事業者が把握するため、流通設備作業へ同調を希望する長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画の提出をしてください。ただし、各エリアの系統状況や計画停止調整状況によっては、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。同調を求めない場合は10月末までに提出してください。

【Q-6】

- 「容量停止計画の調整期間中は、原則、容量停止計画の新規の提出はできません。ただし、容量停止計画の変更に伴う新規追加は除きます。」と記載があるが、新規追加が可能な具体的なケースを提示いただきたい。

【A-6】

- 11月以降の調整期間においては、 10月末までに提出済みの容量停止計画の変更に伴う玉突き等による新規作業の追加等の場合は提出が可能です。

例：作業時期変更により新たな月に計画変更する場合

変更前 11 月　1 日～11 月 30 日（11 月分を提出）

変更後 11 月 15 日～12 月 15 日（11 月分を変更及び 12 月分を新規提出）

7．FAQ④

【Q-7】

- 「追加設備量」とは具体的に何を指すのか。また、”供給信頼度に影響を与える場合、及び追加設備量を利用する場合”の基準はいつ頃公表されるか。

【A-7】

- 追加設備量とは、対象実需給年度において電源の計画停止を行うことにより減少する供給力を補うために供給予備力に加えて追加で確保する供給力です。基準につきましては、調整期間中、週2回（月・木）に公表します。

【Q-8】

- 流通設備作業が追加・変更となったことに伴い容量停止計画を追加・変更した場合に調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となるのか。

【A-8】

- 流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更を行った場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象外となり経済的ペナルティはゼロとなります。

7．FAQ⑤

【Q-9】

- 調整係数が適用される電源の出力可能容量の算定方法を確認したい。

【A-9】

- 変動電源（単独）の容量停止計画を提出する際は、調整係数に停止電力が考慮されているため、容量停止計画において停止電力の反映は不要ですが、作業計画把握のため「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」として容量停止計画を提出する必要があります。
- 純揚水・蓄電池については、出力可能容量の算定は調整係数が反映された応札容量では無く、期待容量等算定諸元一覧の「各月の管理容量」を用います。各月の管理容量に、作業及び作業を考慮した運転継続時間から求めた各月の調整係数を乗じ、出力可能容量を算定ください。

【Q-10】

- 2028/12/1～2029/4/30までの作業を予定しているが、容量停止計画はどのように提出すればよいか。

【A-10】

- 対象実需給年度以外の期間の容量停止計画は今回提出いただく必要はありません。対象実需給年度2028年度の容量停止計画は、来年度に提出してください。ご質問いただいた事例では、2028/12/1～2029/3/31までを今回提出し、2029/4/1以降は来年度の提出となります。

7．FAQ⑤

【Q-11】

- 電源を差し替えた場合、容量停止計画はどのように対応するのか。

【A-11】

- 電源を差し替えた場合、差替元のリクワイアメントを満たす必要があります。容量停止計画提出後に電源を差し替えた場合は、差替元の容量停止計画を遵守する必要があります。遵守できない場合は、容量停止計画の追加・変更を行っていただく必要があります。なお、容量停止計画の調整期間終了後に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条※1に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を 1.5 倍したものを科す場合があります。

※1 長期脱炭素電源オークションにおいては長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款「第18条」が該当します。

8．参考
問合わせ先

- 問合せ先は下記ページをご確認ください。
- https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/otoiawase.html

Top ＞ 各種手続き ＞ 容量市場関係の情報・手続き ＞ 容量市場に関するお問合せ

Procedure —— 各種手続き

容量市場に関するお問合せ

更新日：2026年7月28日

容量市場に関するお問合せ連絡先をご案内します。
恐れ入りますが、お問合せの前にFAQをご覧ください。

容量市場　FAQ

お問合せフォーム

回答には10営業日程度、内容によってはそれ以上のお時間をいただきます。「至急」「明日午前中までに」などのご要望にはお応えしかねますので、お早めにお問合せください。
受付時の自動返信メールが届かない場合、メールアドレスの誤入力などの可能性がございますので、お手数ですが再度お問合せください。

メインオークション・追加オークション、容量拠出金などについて

長期脱炭素電源オークションについて

こちらまでお問合わせください。

【応札価格の監視に関するお問合せ】
電力・ガス取引監視等委員会　長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
メールアドレス：bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp

【他市場収益の監視に関するお問合せ】
電力・ガス取引監視等委員会　長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
メールアドレス：bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

【脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ】
資源エネルギー庁　電力基盤整備課　長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
メールアドレス：bzl-chouki-auction@meti.go.jp

【水素社会推進法に基づく長期脱炭素電源オークションの応札に向けた予備審査】
資源エネルギー庁HPの予備審査依頼書及び参考資料（記載要領、FAQ）をご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/dengen_auction/